

JT-I251
番号通知付加サービス

[Number Identification Supplementary Services]

第5版

1996年11月27日制定

社団法人
情報通信技術委員会

THE TELECOMMUNICATION TECHNOLOGY COMMITTEE

本書は、(社)情報通信技術委員会が著作権を保有しています。

内容の一部又は全部を(社)情報通信技術委員会の許諾を得ることなく複製、転載、改変、転用及びネットワーク上での送信、配布を行うことを禁止します。

<参考>

1. 国際勧告との関連

本標準は、1992年8月に加速勧告化手続きにより承認された、ITU-T勧告 I. 251 (I. 251. 1、I. 251. 2、I. 251. 3、I. 251. 4、I. 251. 7、I. 251. 8)、1994年9月ITU-T SG1全体会合において承認されたITU-T勧告I. 251 (I. 251. 5、I. 251. 6) および、1996年7月に加速勧告化手続きにより承認されたITU-T勧告I. 251 (I. 251. 9、I. 251. 10) に準拠している。

2. 上記国際勧告等に対する追加項目等

2.1 オプション選択項目

なし

2.2 ナショナルマスター項目

TTC標準では、発信者番号が着信ユーザに通知されない例外に関して、ITU-T勧告 (I. 251. 3) では規定されていないその他の理由を着信ユーザ・網インタフェースに明示することを網提供者のオプションとした。

2.3 上記国際勧告より削除した項目

なし

2.4 その他

- (1) 特権加入者属性については、これを設けるかどうかを含めて今後の検討課題とした。
- (2) ITU-Tとの章立て構成比較表

ITU-T勧告	本標準
I. 251. 1	[I]
I. 251. 2	[II]
I. 251. 3	[III]
I. 251. 4	[IV]
I. 251. 5	[V]
I. 251. 6	[VI]
I. 251. 7	[VII]
I. 251. 8	[VIII]
I. 251. 9	[IX]
I. 251. 10	[X]

3 . 改版の履歴

版 数	発 行 日	改 版 内 容
第 1 版	平成 元年 4 月 2 8 日	制 定
第 2 版	平成 5 年 4 月 2 7 日	1992 年 8 月に加速勧告化手続きにより承認された ITU-T 勧告 I.251 に対応する修正 (I.251.1, I.251.2,I.251.3, I.251.4) 及び追加 (I.251.7, I.251.8)した。
第 3 版	平成 7 年 4 月 2 7 日	1994 年 9 月 ITU-T SG1 全体会合において承認された ITU-T 勧告 I.251(I.251.5,I251.6)の改版に対応する標準を改版する。
第 4 版	平成 7 年 1 1 月 2 8 日	ナショナルマター項目 (発信者番号が通知されないその他の理由の明示) として付属資料 2 を追加した。
第 5 版	1 9 9 6 年 1 1 月 2 7 日	1996 年 7 月に加速勧告化手続きにより承認された ITU-T 勧告 I.251(I.251.9,I251.10)に対応する標準を追加した。

4 . 工業所有権

本標準に関わる「工業所有権等の実施の権利に係る確認書」の提出状況は、T T C ホームページでご覧になれます。

目 次

概 要	1
〔 I 〕 ダイレクトダイヤルイン (DDI)	
1. 定 義	2
2. 解 説	2
2.1 概 要	2
2.2 特殊用語	2
2.3 テレコミュニケーションサービスに適用する場合の条件	2
3. 手 順	2
3.1 サービス提供/取消	2
3.2 通常手順	2
3.3 例外手順	2
3.4 代替手順	3
4. 課金のための網機能	3
5. 相互接続での要求条件	3
6. 他の付加サービスとの相互作用	3
6.1 コールウェイティング	3
6.2 コールトランスファ	3
6.3 接続先番号通知	3
6.4 接続先番号通知制限	3
6.5 発信者番号通知	3
6.6 発信者番号通知制限	3
6.7 閉域接続	3
6.8 会議通話	4
6.9 ダイレクトダイヤルイン	4
6.10 着信転送	4
6.11 代 表	4
6.12 三者通話	4
6.13 ユーザ・ユーザ情報転送	4
6.14 複数加入者番号	4
6.15 保 留	4
6.16 課金情報通知	4
6.17 優先割り込み	4
6.18 優 先	5
6.19 悪意呼通知	5
6.20 発信規制	5
6.21 着信課金	5
6.22 サブアドレス	5
7. 動的記述	5

〔Ⅱ〕 複数加入者番号 (MSN)

1. 定義	6
2. 解説	6
2.1 概要	6
2.2 特殊用語	6
2.3 テレコミュニケーションサービスに適用する場合の条件	6
3. 手順	6
3.1 サービス提供/取消	6
3.2 通常手順	7
3.3 例外手順	7
3.4 代替手順	7
4. 課金のための網機能	7
5. 相互接続での要求条件	8
6. 他の付加サービスとの相互作用	8
6.1 コールウェイティング	8
6.2 コールトランスファ	8
6.3 接続先番号通知	8
6.4 接続先番号通知制限	8
6.5 発信者番号通知	8
6.6 発信者番号通知制限	8
6.7 閉域接続	8
6.8 会議通話	8
6.9 ダイレクトダイヤルイン	9
6.10 着信転送	9
6.11 代表	9
6.12 三者通話	9
6.13 ユーザ・ユーザ情報転送	9
6.14 複数加入者番号	9
6.15 保留	9
6.16 課金情報通知	9
6.17 優先割り込み	9
6.18 優先	9
6.19 悪意呼通知	10
6.20 発信規制	10
6.21 着信課金	10
6.22 サブアドレス	10
7. 動的記述	10

〔Ⅲ〕 発信者番号通知（CLIP）

1. 定義	11
2. 解説	11
2.1 概要	11
2.2 特殊用語	11
2.3 テレコミュニケーションサービスに適用する場合の条件	11
3. 手順	11
3.1 サービス提供／取消	11
3.2 通常手順	11
3.3 例外手順	12
3.4 代替手順	12
4. 課金のための網機能	13
5. 相互接続での要求条件	13
6. 他の付加サービスとの相互作用	13
6.1 コールウェイティング	13
6.2 コールトランスファ	13
6.3 接続先番号通知	13
6.4 接続先番号通知制限	13
6.5 発信者番号通知	13
6.6 発信者番号通知制限	14
6.7 閉域接続	14
6.8 会議通話	14
6.9 ダイレクトダイヤルイン	14
6.10 着信転送	14
6.11 代表	15
6.12 三者通話	15
6.13 ユーザ・ユーザ情報転送	15
6.14 複数加入者番号	15
6.15 保留	15
6.16 課金情報通知	15
6.17 優先割り込み	15
6.18 優先	16
6.19 悪意呼通知	16
6.20 発信規制	16
6.21 着信課金	16
6.22 サブアドレス	16
7. 動的記述	16
付属資料1	19
付属資料2	20
付録 用語一覧	21

〔IV〕 発信者番号通知制限（CLIR）

1. 定義	22
2. 解説	22
2.1 概要	22
2.2 特殊用語	22
2.3 テレコミュニケーションサービスに適用する際の条件	22
3. 手順	22
3.1 サービス提供／取消	22
3.2 通常手順	22
3.3 例外手順	23
3.4 代替手順	23
4. 課金のための網機能	23
5. 相互接続での要求条件	23
6. 他の付加サービスとの相互作用	23
6.1 コールウェイティング	23
6.2 コールトランスファ	24
6.3 接続先番号通知	24
6.4 接続先番号通知制限	24
6.5 発信者番号通知	24
6.6 発信者番号通知制限	24
6.7 閉域接続	24
6.8 会議通話	24
6.9 ダイレクトダイヤルイン	24
6.10 着信転送	24
6.11 代表	25
6.12 三者通話	25
6.13 ユーザ・ユーザ情報転送	25
6.14 複数加入者番号	25
6.15 保留サービス	25
6.16 課金情報通知	25
6.17 優先割り込み	25
6.18 優先	25
6.19 悪意呼通知	25
6.20 発信規制	25
6.21 着信課金	25
6.22 サブアドレス	25
7. 動的記述	25
付録 用語一覧	26

〔V〕 接続先番号通知（COLP）

1. 定義	27
2. 解説	27
2.1 概要	27
2.2 特殊用語	27
2.3 テレコミュニケーションサービスに適用する場合の条件	27
3. 手順	27
3.1 サービス提供／取消	27
3.2 通常手順	27
3.3 例外手順	28
3.4 代替手順	28
4. 課金のための網機能	28
5. 相互接続での要求条件	29
5.1 非ISDNとの相互作用	29
5.2 私設ISDNとの相互作用	29
6. 他の付加サービスとの相互作用	29
6.1 課金情報通知	29
6.2 保留	29
6.3 コールトランスファ	29
6.4 コールウェイティング	29
6.5 閉域接続	30
6.6 再呼出し	30
6.7 会議	30
6.8 着信転送	30
6.9 ダイレクトダイヤルイン	31
6.10 通信中ベアラ切替え	31
6.11 ISDNフリーフォン	31
6.12 代表	31
6.13 悪意呼通知	31
6.14 優先割り込み	32
6.15 複数加入者番号	32
6.16 名前通知	32
6.17 番号通知	32
6.18 発信規制	32
6.19 着信課金	32
6.20 サブアドレス	32
6.21 端末移動	32
6.22 着信課金	32
7. 動的記述	32
付録 用語一覧	34

〔VI〕 接続先番号通知制限（COLR）

1 定義	35
2 解説	35
2.1 概要	35
2.2 特殊用語	35
2.3 テレコミュニケーションサービスに適用する場合の条件	35
3 手順	35
3.1 サービス提供／取消	35
3.2 通常手順	35
3.3 例外手順	36
3.4 代替手順	36
4 課金のための網機能	36
5 相互接続での要求条件	36
5.1 非ISDNとの相互接続	36
5.2 私設ISDNとの相互接続	37
6 他の付加サービスとの相互作用	37
6.1 課金情報通知	37
6.2 保留	37
6.3 コールトランスファ	37
6.4 コールウェイティング	37
6.5 閉域接続	37
6.6 再呼出し	37
6.7 会議	37
6.8 着信転送	38
6.9 ダイレクトダイヤルイン	38
6.10 通信中ベアラ切替え	39
6.11 ISDNフリーフォン	39
6.12 代表	39
6.13 悪意呼通知	39
6.14 優先割り込み	39
6.15 複数加入者番号	39
6.16 名前通知	39
6.17 番号通知	39
6.18 発信規制	40
6.19 着信課金	40
6.20 サブアドレス	40
6.21 端末移動	40
6.22 ユーザ・ユーザ情報転送	40
7 動的記述	40

〔VII〕 悪意呼通知 (MC I D)

1. 定 義	41
2. 解 説	41
2.1 概 要	41
2.2 特殊用語	41
2.3 テレコミュニケーションサービスに適用する場合の条件	41
3. 手 順	42
3.1 サービス提供／取消	42
3.2 通常手順	42
3.3 例外手順	43
3.4 代替手順	43
4. 課金のための網機能	43
5. 相互接続での要求条件	43
5.1 非 I S D N 網との相互接続	43
5.2 私設網との相互接続	44
5.3 データ網との相互作用	44
6. 他の付加サービスとの相互作用	44
6.1 コールウェイトニング	44
6.2 コールトランスファ	44
6.3 接続先番号通知	44
6.4 接続先番号通知制限	44
6.5 発信者番号通知	44
6.6 発信者番号通知制限	44
6.7 閉域接続	44
6.8 会議通話	44
6.9 ダイレクトダイヤルイン	45
6.10 着信転送	45
6.11 代 表	45
6.12 三者通話	45
6.13 ユーザ・ユーザ情報転送	45
6.14 複数加入者番号	45
6.15 保 留	45
6.16 課金情報通知	46
6.17 優先割り込み	46
6.18 優 先	46
6.19 悪意呼通知	46
6.20 発信規制	46
6.21 着信課金	46
6.22 サブアドレス	46
7. 動的記述	46
付録 悪意呼通知 (MC I D) と着信転送サービス間の相互作用	49
付録 用語一覧	50

〔Ⅷ〕 サブアドレス (SUB)

1. 定義	52
2. 解説	52
2.1 概要	52
2.2 特殊用語	52
2.3 テレコミュニケーションサービスに適用する場合の条件	52
3. 手順	52
3.1 サービス提供/取消	52
3.2 通常手順	52
3.3 例外手順	54
4. 課金のための網機能	54
5. 相互接続での要求条件	54
5.1 非ISDNとの相互接続	54
5.2 ISDN間の相互接続	54
6. 他の付加サービスとの相互作用	54
6.1 コールウェイティング	54
6.2 コールトランスファ	54
6.3 接続先番号通知	55
6.4 接続先番号通知制限	55
6.5 発信者番号通知	55
6.6 発信者番号通知制限	55
6.7 閉域接続	55
6.8 会議通話	55
6.9 ダイレクトダイヤルイン	55
6.10 着信転送	55
6.11 代表	56
6.12 三者通話	56
6.13 ユーザ・ユーザ情報転送	56
6.14 複数加入者番号	56
6.15 保留	56
6.16 課金情報通知	56
6.17 優先割り込み	56
6.18 優先	56
6.19 悪意呼通知	56
6.20 発信規制	56
6.21 着信課金	56
6.22 サブアドレス	56
7. 動的記述	56
付録 用語一覧	57

[IX] 発信者名通知 (CNIP)

1. 定義	58
2. 解説	58
2.1 概要	58
2.2 特殊用語	58
3. 手順	59
3.1 サービス提供/取消	59
3.2 通常手順	59
3.3 例外手順	60
4. 課金の為の網機能	60
5. 相互接続要件	60
5.1 非ISDN網相互接続	60
5.2 私設ISDN網相互接続	60
6. 他の付加サービスとの相互作用	60
6.1 課金情報通知	60
6.2 保留	60
6.3 コールトランスファ	61
6.4 コールウェイティング	61
6.5 閉域接続	61
6.6 再呼出し	61
6.7 会議	61
6.8 着信転送	62
6.9 ダイレクトダイヤルイン	62
6.10 通信中ベアラ切替え	62
6.11 ISDNフリーフォン	62
6.12 代表	62
6.13 悪意呼通知	62
6.14 優先割り込み	62
6.15 複数加入者番号	62
6.16 名前通知	63
6.17 番号通知	63
6.18 発信規制	63
6.19 着信課金	63
6.20 サブアドレス	63
6.21 私設番号計画サポート	63
6.22 端末移動	63
6.23 ユーザ・ユーザ情報転送	63
7. 動的記述	63
付録 用語一覧	66

[X] 発信者名通知制限 (CNIR)

1. 定義	67
2. 解説	67
2.1 概要	67
2.2 特殊用語	67
3. 手順	67
3.1 サービス提供／取消	67
3.2 通常手順	68
3.3 例外手順	69
4. 課金の為の網機能	69
5. 相互接続要件	69
5.1 非ISDN網相互接続	69
5.2 私設ISDN網相互接続	69
6. 他の付加サービスとの相互作用	69
6.1 課金情報通知	69
6.2 保留	70
6.3 コールトランスファ	70
6.4 コールウェイティング	70
6.5 閉域接続	70
6.6 再呼出し	70
6.7 会議	70
6.8 着信転送	71
6.9 ダイレクトダイヤルイン	71
6.10 通信中ベアラ切替え	71
6.11 ISDNフリーフォン	71
6.12 代表	71
6.13 悪意呼通知	71
6.14 優先割り込み	71
6.15 複数加入者番号	71
6.16 名前通知	72
6.17 番号通知	72
6.18 発信規制	72
6.19 着信課金	72
6.20 サブアドレス	72
6.21 私設番号計画サポート	72
6.22 端末移動	72
6.23 ユーザ・ユーザ情報転送	72
7. 動的記述	72
付録 用語一覧	73

概 要

本標準は、TTC標準JT-I.210の手法を用いITU-T勧告I.130に規定される第1ステージのサービス記述法を提供する。

付加サービスは、文章による説明（ステップ 1.1）と動的記述法（ステップ 1.3）により記述される。ITU-T勧告I.140で規定されるような属性値による記述法の本標準への適用は今後の検討課題とする。

本標準で記述する番号通知付加サービスを以下に示す。

- JT-I.251 [I] ダイレクトダイヤルイン (DDI)
- [II] 複数加入者番号 (MSN)
- [III] 発信者番号通知 (CLIP)
- [IV] 発信者番号通知制限 (CLIR)
- [V] 接続先番号通知 (COLP)
- [VI] 接続先番号通知制限 (COLR)
- [VII] 悪意呼通知 (MCID)
- [VIII] サブアドレス (SUB)
- [IX] 発信者名通知 (CNIP)
- [X] 発信者名通知制限 (CNIR)

〔I〕 ダイレクトダイヤルイン

1. 定義

ダイレクトダイヤルイン（DDI）は、ユーザがISPBXや他のプライベートシステムを通じて、オペレーターによる介在なしで直接ユーザを呼び出すことを可能とする付加サービスである。

2. 解説

2.1 概要

この付加サービスは、ISDN番号の使用が基本である。少なくともISDN番号の必要な一部分は、接続先へ呼を着信させるために私設ISDN網に渡される。ダイレクトダイヤルインは閉じたあるいは開かれた番号計画のいずれかを持つ公衆ISDN網に適用される。

2.2 特殊用語

なし

2.3 テレコミュニケーションサービスに適用する場合の条件

回線交換モード又はパケット交換モードのいずれも制限されない。

3. 手順

3.1 サービス提供／取消

本サービスの提供／取消はサービス提供者との事前契約で行われる。

サービス提供者はISDN番号のセットを割当てる。

3.2 通常手順

3.2.1 サービスの活性／非活性／登録

加入によって活性化される。

3.2.2 シーケンスの起動と動作

初期手順は基本サービスと同じである。発信ユーザ及び着信ユーザは、特別な操作等なしで基本サービスと同様の完了手順をとる。発信ユーザは、応答と同時にISDN番号によって指定された着信ユーザに接続される。

注）発信ユーザがISPBXへの接続完了後に、着信側ISPBXはコールプログレス信号を送るために接続を使用しうる。

3.3 例外手順

3.3.1 サービスの活性／非活性／登録

適用されない。

3.3.2 シーケンスの起動と動作

着信ユーザが通話中あるいは応答しない場合は基本呼手順を適用する。

不完全なアドレス情報の送信による呼の場合、その呼は局交換機の時間監視により接続解除される。これに相当するISPBX内の時間監視も有用でありうる。

3.4 代替手順

3.4.1 サービスの活性／非活性／登録

規定されない。

3.4.2 シーケンスの起動と動作

規定されない。

4. 課金のための網機能

課金原則は、この標準の範囲外である。

5. 相互接続での要求条件

問題なし。

6. 他の付加サービスとの相互作用

6.1 コールウェイティング

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.2 コールトランスファ

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.3 接続先番号通知

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.4 接続先番号通知制限

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.5 発信者番号通知

網が下記の場合、DD I 適用結果として発信者番号を提供されることを除いて、発信ユーザ側のユーザ・網インタフェースに影響を及ぼさない。

- i) ユーザ・網インタフェースにおいて発信者番号の一部または全部が提供され、網によって検査される場合。
- ii) 網による検査を行わない接続契約の存在のもとに、ユーザ・網インタフェースまたは私設網などのインタフェースでは完全な国内または国際番号が提供される場合。

着信ユーザ側のユーザ・網インタフェースではどちらの付加サービスも、他の付加サービスに影響を及ぼさず両立する。

6.6 発信者番号通知制限

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.7 閉域接続

閉域ユーザグループのメンバシップは、1つのDD I 番号に基づいて適用するのではなくアクセスあるいはアクセスグループ毎に適用できるISDN番号の全範囲に基づくものとする。

6.8 会議通話

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.9 ダイレクトダイヤルイン

適用されない。

6.10 着信転送

6.10.1 ビジー時着信転送

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.10.2 無応答時着信転送

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.10.3 無条件着信転送

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.10.4 呼毎着信転送

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.11 代 表

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.12 三者通話

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.13 ユーザ・ユーザ情報転送

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.14 複数加入者番号

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

注1) いくつかの網において、ダイレクトダイヤルインと複数加入者番号の契約は相互に排他的である。

注2) ダイレクトダイヤルインのディジットは、私設 I S D N 網の複数加入者番号の中において私設 I S D N 網によって使われる。

6.15 保 留

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.16 課金情報通知

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.17 優先割り込み

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.18 優先

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.19 悪意呼通知

ダイレクトダイヤルインが悪意呼通知のサービス対象ユーザに提供される場合、悪意呼通知はアクセス契約により、すべてのアクセスかDDI番号毎かに関わらず広く提供される。どちらの場合でも、DDIディジットを含んだ着信ユーザのISDN番号は登録される。

6.20 発信規制

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.21 着信課金

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.22 サブアドレス

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

7. 動的記述

動的記述は、基本呼制御手順と同様である。

〔Ⅱ〕 複数加入者番号

1. 定義

複数加入者番号（MSN）は、1つのインタフェースに複数のISDN番号を割り当て可能とする付加サービスである。MSNは次のことを許容する。

- (1) 公衆網に接続されているラインから、MSNを申し込んでいる受動バス形態の基本アクセスに接続されている端末に、直接ダイヤルすること。
- (2) 発信呼にどのISDN番号を割り当てるかは網が決定すること。これは例えば、課金のため、着呼側に通知するため、また付加サービスへの応用のために必要である。

また以下のことを考慮する。

- －あるサービス提供者は、基本アクセスに接続されているもの、例えば、NT2または受動バスの識別や制御を行わないことがある。
- －サービス提供者は、異なった番号計画をもっている。
- －共通の端末使用が望まれている。

2. 解説

2.1 概要

MSNサービスは、1つの公衆網または私設インタフェースに対して複数の番号（必ずしも連続した番号でなくてよい）を割り当てることの可能性を提供する。これは、同じインタフェースにつく1つあるいは複数の異なった端末の選択を可能とする。

サービス提供者は、ユーザの装置へ送る番号の長さを定める。この番号は、下1桁から最大、完全なISDN番号までである（CCITT勧告E.164を参照）。

端末の区分のため意味のあるディジットは、ISDN番号計画の不可欠な部分である。

注1) 私設ISDNの中で複数加入者番号ディジットは公衆網のISDN番号のディジットとは異ってもよい。

注2) 1つ以上の複数加入者番号を1つの端末に割り当てることも可能である。

2.2 特殊用語

なし。

2.3 テレコミュニケーションサービスに適用する場合の条件

回線交換モードかパケット交換モードのどちらも制限なし。

3. 手順

3.1 サービス提供/取消

このサービスは、サービス提供者との事前取り決めの後、提供される。

サービス提供者は、ISDN番号の一組（必ずしも連続的でなくてもよい）を割り当てる。サービス提供者のオプションで、これらの番号の一組をMSNインタフェースに対するデフォルト番号としてMSNユーザに指定してもよいし、ユーザがISDN番号とMSNディジットとの対応関係を指定してもよい。

3.2 通常手順

3.2.1 サービスの活性／非活性／登録

加入契約により活性化される。

3.2.2 シーケンスの起動と動作

発信ユーザによって送られる着信番号は、網で分析される。着信ユーザがこの付加サービスを申し込んでいる場合、網はI SDN番号の有効部分または少なくとも関係のあるディジットを送出する。そのディジットは、

- (i) I SDN番号の最後のディジットと同一である。または
- (ii) 網内で、I SDN番号とMSNディジットとの変換処理により生成される

MSNサービスに適合する端末は、次の様に呼に応答する。

－端末自身で事前調整された番号と等しいMSNディジットが送られる場合、あらかじめ決められた方法でそれに対して応答する。

－MSNディジットのない呼設定メッセージの場合には、端末はそれを通常呼として解釈する。(MSNの識別能力を持った端末が、MSNには加入していないインタフェースで使われている場合に起こりうることである。)

MSNサービスに適合した端末からの発信呼において呼設定の発アドレス情報の中にその複数加入者番号を挿入することができる(発信者番号通知サービスを参照)。

1つまたはそれ以上の端末に1つのI SDN番号を割り当てることは可能である。同様に、1つの端末に、1つまたはそれ以上の番号を割り当てることもできる。さらにまた、サービス提供者のオプションとして、ポイント・マルチポイント形態のすべての端末がMSNに加入していなくても同じように応答するために特殊なディジットまたはディジットの系列を割り当ててもよい。

3.3 例外手順

3.3.1 サービスの活性／非活性／登録

適用されない。

3.3.2 シーケンスの起動と動作

MSNサービスに適合しない端末が複数加入者番号を含む呼設定を受けた場合、基本呼として判断する。

3.4 代替手順

3.4.1 サービスの活性／非活性／登録

規定されない。

3.4.2 シーケンスの起動と動作

規定されない。

4. 課金のための網機能

課金原則は、この標準の範囲外である。

5. 相互接続での要求条件

規定されない。

6. 他の付加サービスとの相互作用

他の付加サービスとの相互作用の場合は、これらのサービスは、加入者アクセスよりもむしろ個々のMSNに適用される。

6.1 コールウェイティング

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.2 コールトランスファ

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.3 接続先番号通知

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.4 接続先番号通知制限

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.5 発信者番号通知

発信ユーザがMSNに加入している場合、このユーザは、適当な発信ユーザのMSNディジットか、完全なISDN番号を発信呼で提供する。発信加入者と特別契約がない場合、網はユーザが提供した発信者番号の正当性をチェックする。チェックが不合格の場合、またはユーザが発信者番号情報を提供しない場合、網は、発信ユーザのデフォルトISDN番号を発信者番号として適用する。

着信ユーザのユーザ・網インタフェースにおいては、どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.6 発信者番号通知制限

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.7 閉域接続

複数加入者番号それぞれにはことなつた閉域ユーザグループを割り当てることができる。この場合には、網はそのユーザへのアクセス上において与えられた閉域ユーザグループと合致していることを保証できない。複数加入者番号に対する閉域ユーザグループの割り当てはユーザの全責任であり、このことは閉域ユーザグループとMSNサービスとの組み合わせの適用を制限することになる。

6.8 会議通話

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.9 ダイレクトダイヤルイン

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

注1) いくつかの網の中でDDIとMSNサービスの契約は相互に排他的である。

注2) DDIディジットは私設ISDN網のMSNサービスの中において私設ISDN網によって使われる。

6.10 着信転送

6.10.1 ビジー時着信転送

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.10.2 無応答時着信転送

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.10.3 無条件着信転送

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.10.4 呼毎着信転送

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.11 代表

今後の検討課題。

6.12 三者通話

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.13 ユーザ・ユーザ情報転送

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.14 複数加入者番号

適用されない。

6.15 保留

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.16 課金情報通知

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.17 優先割り込み

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.18 優先

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.19 悪意呼通知

MSNが悪意呼通知のサービス対象ユーザに提供された場合、悪意呼通知はアクセス契約に従って、全てのアクセスあるいはMSNの番号毎に提供される。

6.20 発信規制

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.21 着信課金

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.22 サブアドレス

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

7. 動的記述

動的記述は、基本呼制御手順と同様である。

〔Ⅲ〕 発信者番号通知（CLIP）

1. 定義

発信者番号通知（CLIP）は着信ユーザに提供されるサービスであり、発信ユーザのISDN番号を（可能ならばサブアドレス情報付で）着信ユーザに提供する付加サービスである。

2. 解説

2.1 概要

発信者番号通知が利用可能でかつ活性化されているとき、網は全ての着呼について呼設定時に発信ユーザの番号を着信ユーザへ提供する。

発信ユーザ番号にはサブアドレスが付随しても良い。

網は少なくとも15桁（ISDN番号の最大長）を転送する能力がある。加えて、もし発信ユーザによりサブアドレスが与えられたなら、網はサブアドレスを転送する能力がある。

発信ユーザの属している網は、着信ユーザが通知された発信者番号に基づいて応答するのに、十分な数字が伝送された事を確認することが必要である。

2.2 特殊用語

部分番号：網から先のアドレス付与可能なエンティティを選択する過程に関連するISDN番号の一部。部分番号数字と部分番号長は付加サービス（DDIまたはMSN）に関連した契約に従う。

2.3 テレコミュニケーションサービスに適用する場合の条件

この付加サービスは、全てのテレコミュニケーションサービスで利用できる。

テレマティックサービスでは端末IDの交換（TID）は、呼設定が完了した後に上位レイヤで行なわれるということを注意する。

テレマティックサービスにおいてこの付加サービスは発信者のアクセス番号のみが含まれ、そしてこれは網によって提供される。他の非音声サービスのための、この付加サービスは今後の検討課題である。

テレマティック端末とその他の非音声端末による発信者番号の通知は、今後の検討課題である。

3. 手順

3.1 サービス提供／取消

発信者番号通知は、加入契約により提供されるか、常時利用可能である。

発信者番号通知は加入者の要求、またはサービス提供者の理由でサービス提供者により取り消される。

3.2 通常手順

3.2.1 サービスの活性／非活性／登録

発信者番号通知は、サービス提供時に活性化され、取消しにより非活性化される。

この付加サービスのために網に登録すべき情報はない。

3.2.2 シーケンスの起動と動作

通知される番号は、発信ユーザのアクセス番号と同一である。通知される番号は以下のいずれかである。

- (i) すべて網により提供される場合。
- (ii) すべて発信ユーザにより提供される場合。
- (iii) 部分番号の形で発信ユーザより一部が提供され、残りは網により提供される。

例えば、アクセス番号は網によって提供され、そして番号を完全にする為の追加番号は発信ユーザによって提供される場合。

網によっては追加情報を提供する。(付属資料 I 参照)

完全な発信者番号または発信者番号の一部が発信ユーザによって初めに提供され、加入者と公衆網との間で特別契約がなされていないならば、網はその正当性を検査する。(下記参照) もしこの検査が成功するならば、この番号は網によって用いられる。完全な発番号に対するこの正当性検査は、番号がアクセスに割当てられているかどうかを決定し、部分的な番号に対するこの検査は、例えばその数字桁が割当てられた範囲に入っているかどうかを決定する。

特別契約

公衆網の運用者が正確な情報を発信加入者から提供されることを確認すると、ユーザと公衆網との間の特別契約(例えば、私設網内の P A B X からの発信に対して)を提供できる。

注) このような特別契約の詳細はこの標準の範囲を越えるものである。

この特別契約が運用されるとき、完全な国内または国際 I S D N 番号が発信者番号として公衆網に渡される。検査が行われず国外に発信されるとき、公衆網は国番号を必要に応じて追加する。

3.3 例外手順

3.3.1 サービスの活性/非活性/登録

なし。

3.3.2 シーケンスの起動と動作

発信ユーザが提供する番号の網の検査が不成功ならば、網は発信ユーザの番号としてデフォルト番号を用いる。

発信者番号が着信ユーザに通知されない二つの例外がある。

- i) 発信ユーザが自分の番号の通知を許可しないという手続き(発信者番号通知制限の定義を参照)をしたとき。
- ii) 発信者番号が転送できない(例えば、アナログ電話網(P S T N)との接続のために)とき。

そのような場合、着信ユーザには番号は通知されない。しかし着信ユーザは発信ユーザの番号が利用不可であるという表示を受信する。

- i) の場合、発信加入者の番号通知が制限されていることを示す表示をユーザは受信する。
- ii) の場合、相互接続などによって番号通知ができないことを示す表示をユーザは受信する。

網によっては、発信者番号が着信ユーザに通知されないその他の例外がありうる。(付属資料 2 参照)

3.4 代替手順

3.4.1 サービスの活性/非活性/登録

なし。

3.4.2 シーケンスの起動と動作

発信ユーザが自分の番号の通知を許可しないという形態である場合でも、この制限に優先し発信者番号を通知させるという能力をもつ着信ユーザの属性（特権加入者属性）があり得る。

この機能を設けるかどうかは、今後の検討課題である。

発信ユーザが着信ユーザと同じ網に属さず、発信ユーザの網に特権加入者属性がなく、着信ユーザにこの属性があるときに問題は発生する。即ち、通知が制限されているので自分の番号が決して通知されないということを仮定する発信ユーザが、特権加入者属性を持つ着信ユーザへ呼を作った場合である。

特権加入者属性の利用については、網提供者の問題である。網提供者Bの網での特権加入者属性の利用と、網提供者Aの網での発信者通知を許可しない形態についての、両網提供者の合意内容に従って、網提供者Aの網は網提供者Bの網へ発信者番号を送信するかもしれないし、しないかもしれない。この合意は中継網についてもまた必要である。

4. 課金のための網機能

課金原則は、この標準の範囲外である。

5. 相互接続での要求条件

非 I S D N 網からの呼では、発信者番号は通知が許可されているかどうかを表示する能力無しで相手 I S D N へ届けられる。このような場合の I S D N での対処は今後の検討課題である。

いくつかの他の非 I S D N 網からは、I S D N で利用可能な発信者番号が無いかもしれない。従って、着信ユーザが発信者番号通知の提供を受けていても発信ユーザの完全な番号を与えることは出来ない。このような状況では番号利用不可表示が着信ユーザに与えられる。この場合、着信ユーザには網間接続により発信者番号の提供ができないと明確に表示される。

網提供者のオプションとして、発側網は他の網へ転送されるものから発信者を識別する何らかの情報を制限する可能性を持つ場合がある。もし相手網が通知許可または制限の何らかの表示無しの発信者 I S D N 番号を受信したならば、相手網（ホスト網）は独自の規則や規定に従って動作するだろう。

6. 他の付加サービスとの相互作用

6.1 コールウェイティング

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

C L I P サービスに加入しているユーザBがコールウェイティング通知を受けたときに、発信者番号がユーザBに通知される。

6.2 コールトランスファ

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.3 接続先番号通知

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.4 接続先番号通知制限

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.5 発信者番号通知

適用されない。

6.6 発信者番号通知制限

発信者番号は、発信ユーザが着信ユーザに自分の番号の通知を禁止する手配をしたならば通知されない。

CLIPに加入しているユーザが、発信番号通知制限に優ることができる唯一の場合は、特権加入者属性をもつユーザの時である。

6.7 閉域接続

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.8 会議通話

発信者番号通知に加入している或る通信者は、以下のとき会議主導者の発信者番号を受信する。

- －その加入者が会議通話の起動中に新しい通信者として含まれるとき。
- －その加入者が既にある会議通話に加わるとき。

6.9 ダイレクトダイヤルイン

網が下記の場合、DDI適用結果として発信者番号を提供されることを除いて、発信ユーザ側のユーザ・網インタフェースに影響を及ぼさない。

- i) ユーザ・網インタフェースにおいて発信者番号の一部または全部が提供され、網によって検査される場合。
- ii) 網による検査を行わない特別契約の存在のもとに、ユーザ・網インタフェースまたは私設網などのインタフェースでは完全な国内または国際番号が提供される場合。

着信ユーザ側のユーザ網インタフェースではどちらの付加サービスも、他の付加サービスに影響を及ぼさず両立する。

6.10 着信転送

発信者番号通知に加入した加入者への着呼が転送されたならば、その発番号は元の発信ユーザの番号である。

6.10.1 ビジー時着信転送

着信ユーザ：CLIPサービスに加入している場合、着信ユーザは転送されてきた全ての呼の発信者番号を受け取れる。

転送先ユーザ：CLIPサービスに加入した転送先ユーザは、発信ユーザがCLIRサービスに加入していないか、もしくは活性化していない場合、発信者番号を受け取れる。

6.10.2 無応答時着信転送

着信ユーザ：CLIPサービスに加入している場合、着信ユーザは転送されてきた全ての呼の発信者番号を受け取れる。

転送先ユーザ：CLIPサービスに加入した転送先ユーザは、発信ユーザがCLIRサービスに加入していないか、もしくは活性化していない場合、発信者番号を受け取れる。

6.10.3 無条件着信転送

着信ユーザ：CLIPサービスに加入している場合、着信ユーザは転送されてきた全ての呼の発信者番号を受け取れる。

転送先ユーザ：CLIPサービスに加入した転送先ユーザは、発信ユーザがCLIRサービスに加入していないか、もしくは活性化していない場合、発信者番号を受け取れる。

6.10.4 呼毎着信転送

着信ユーザがCLIPサービスに加入している場合には、転送される全ての呼の発信者番号を受け取れる。

転送先ユーザがCLIPサービスに加入し、発信ユーザがCLIRサービスに加入せずまた起動していない場合には、発信者番号を受け取りうる。

6.11 代表

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

代表サービスは発信者番号通知の前に発生する。代表サービスは最初に呼を通知するインタフェースを選択する。一度インタフェースを選択すると、通常呼処理により発信者番号通知に加入する選択されたインタフェースへ発信者の番号を通知する。

6.12 三者通話

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.13 ユーザ・ユーザ情報転送

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.14 複数加入者番号

発信ユーザがMSNに加入している場合、このユーザは適当な発信ユーザのMSNディジットまたは完全なISDN番号を発信呼で提供する。発信加入者との特別契約がない場合、網はユーザが提供した発信者番号の正当性をチェックする。もしチェックが不合格の場合、またはユーザが発信者番号を提供しない場合、網は発信ユーザのデフォルトISDN番号を発信者番号として適用する。

着信ユーザのユーザ・網インタフェースにおいては、どちらの付加サービスも他の付加サービスに影響を及ぼさず両立する。

6.15 保留

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.16 課金情報通知

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.17 優先割り込み

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.18 優先

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.19 悪意呼通知

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.20 発信規制

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.21 着信課金

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

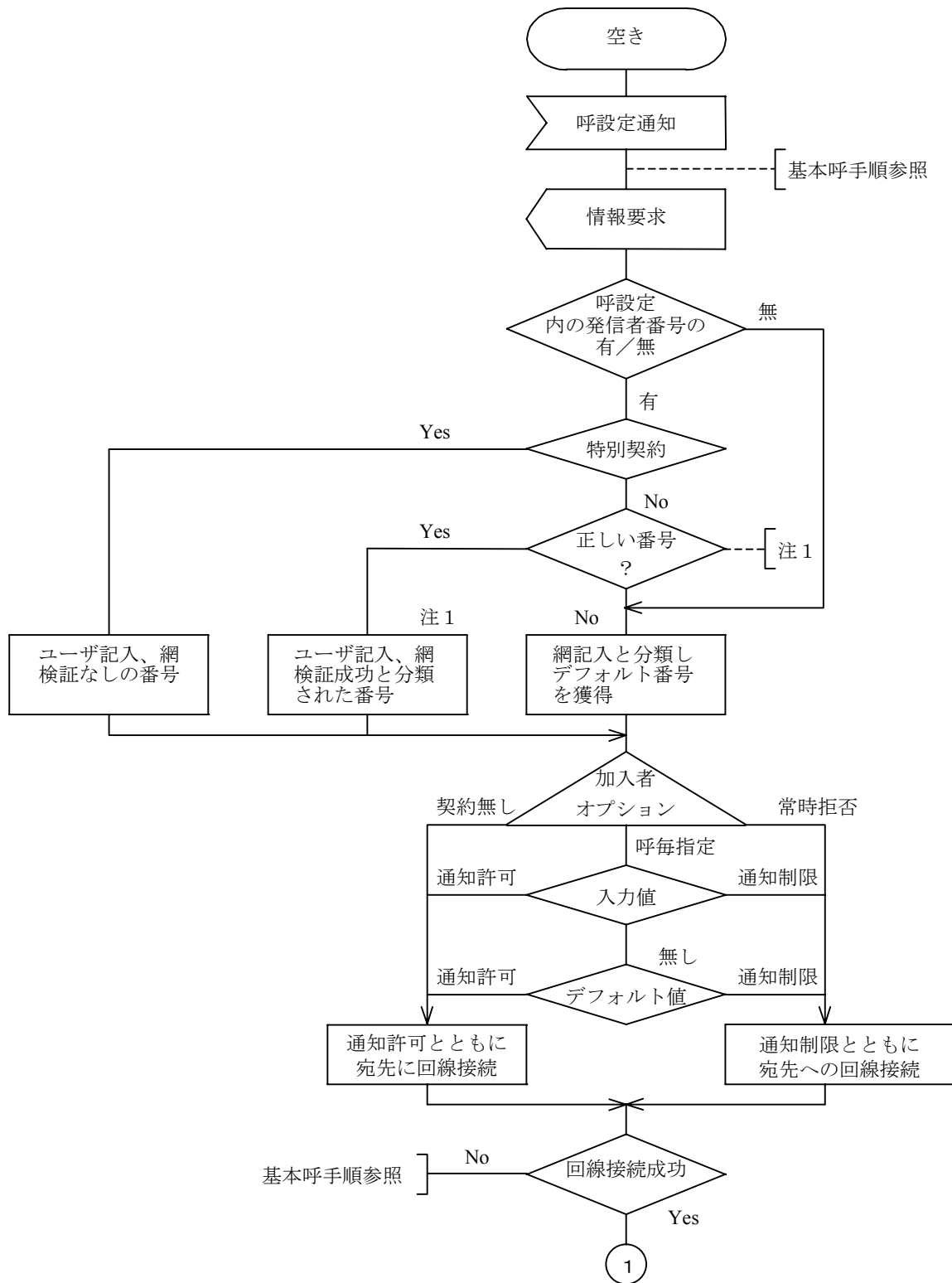
6.22 サブアドレス

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

注) 着信ユーザがCLIPサービスに加入している場合、発信ユーザによって提供されるならば、発信者番号及び発サブアドレスは着信ユーザに通知される。

7. 動的記述

このサービスの為の動的記述を図7-1/JT-I251〔Ⅲ〕に示す。

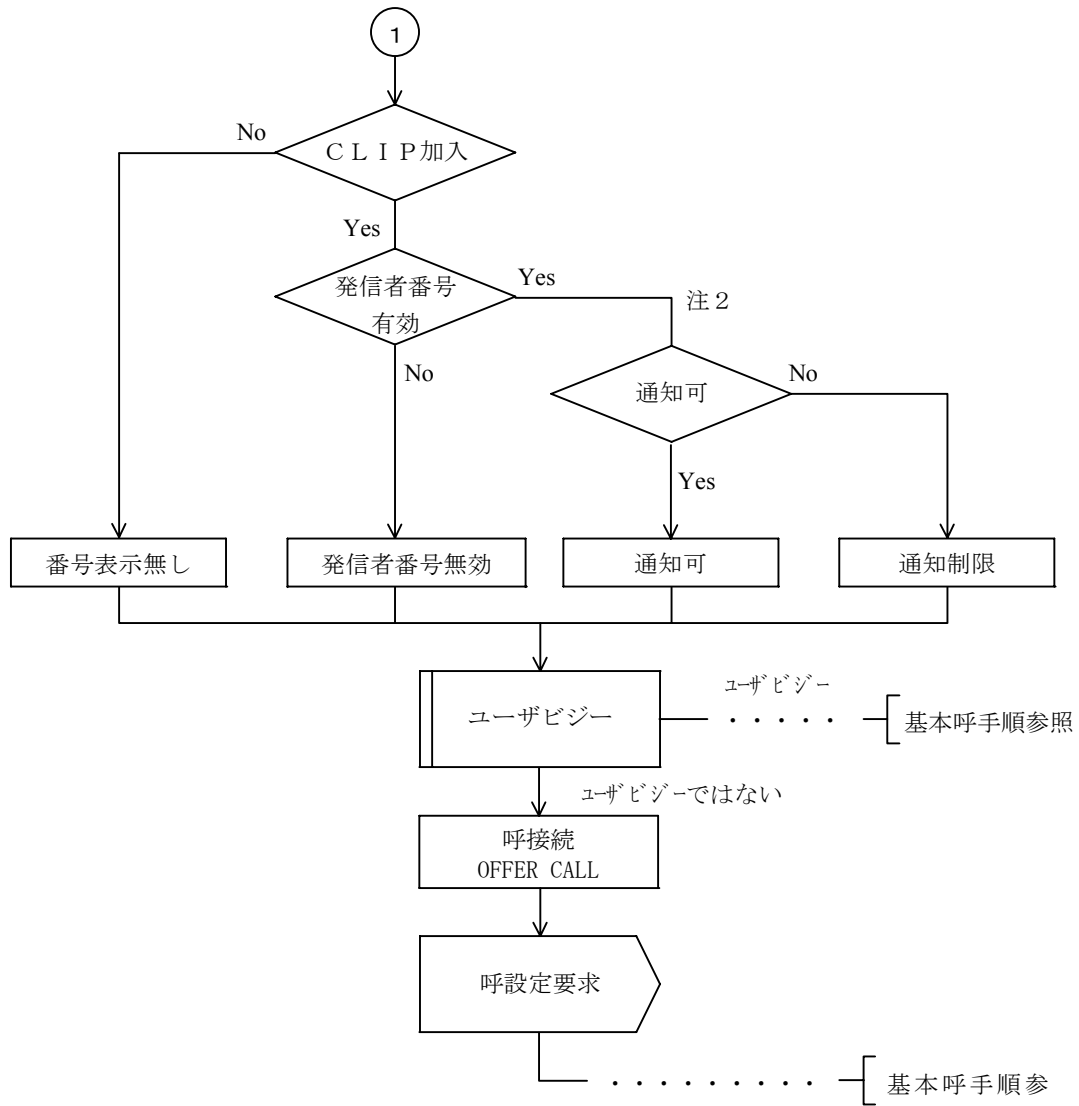


注 1：番号確認

- (a) 全ての番号を受信したとき、番号が割り当てられているか確認する。
- (b) 部分番号を受信したときに、フォーマットが正しいか確認する。すなわち、拡張番号の桁数が正しいかを確認する。

図 7-1 / JT-I 251 [III] (1/2) (ITU-T I.251.3)

発信者番号通知サービス SDL 図
 発信者番号通知制限サービス SDL 図



注2 電気通信事業者によっては、特定のカテゴリについては、番号通知が番号通知制限より優先されることがある。

図7-1 / JT-I 251 〔Ⅲ〕 (2 / 2) 発信者番号通知サービス SDL図
(ITU-T I.251.3)

付属資料1 (TTC標準 JT-I 251 [Ⅲ] に対する) 発信者番号通知

1. 範囲

この付属資料1はCLIPサービスの追加機能について記述している。

本標準をもとに、この追加機能をサポートしていないISDN網のサービスの提供や操作においても、また端末の互換性においても、この追加機能はなんの影響も要求も与えない。

2. 解説

いくつかの公衆網では加入オプションとして2つの発信者番号を着信ユーザ網インタフェースに提供することがある。2つの番号が可能で着信ユーザが2つの番号の送信に加入している場合、発信ユーザの送信した番号は“ユーザ記入、網検証なし”と記され“網記入”番号とともに表示される。さらに、網によっては“ユーザ記入、網検証失敗”の番号とともに“網記入”番号が提供される。それらの番号は識別可能であることから、順序は規定されない。

2つの発信者番号が可能だが、1つの発信者番号が着信ユーザ・網インタフェースに提供される場合(着信ユーザが2つの番号の提供に加入していないが、1つの提供には加入している場合)、3.2.2節の特別契約が有効であれば“ユーザ記入”番号が表示される。さもなければ“網記入”番号が表示される。

他の付加サービスとの相互作用の原則はJT-I 251 [Ⅲ] の6章に下記が加わる。

- i) 加入者が起動した場合には、発信者番号通知制限は網記入およびユーザ記入の双方の番号に対して適用される。
- ii) 発信ユーザがCLIRに加入/起動しておらず呼が転送された場合、ユーザは発信ユーザと網の提供番号を受信する。

付属資料 2 (T T C 標準 J T - I 2 5 1 [Ⅲ] に対する)
発信者番号通知

1. 範 囲

この付属資料は C L I P サービスの追加機能について記述している。

本標準をもとに、この追加機能をサポートしていない I S D N 網のサービスの提供や操作においても、また端末の互換性においても、この追加機能はなんの影響も要求も与えない。

2. 解 説

いくつかの公衆網では、加入オプションとして、発信者番号が着信ユーザに通知されない例外に関して、本文の 3. 3. 2 で規定している 2 つの理由 (下記の (1) 、 (2)) 以外の場合に、下記 (3) 、 (4) の理由を以下の優先順位で、着信ユーザ・網インタフェースに提供することがある。

- (1) 発信ユーザが自分の番号の通知を許可しないという手続き (発信者番号通知制限の定義を参照) したとき。
- (2) 発信者番号が転送できない (例えば、発信者番号通知が提供されない網との接続) とき。
- (3) 本サービスと他サービスとの競合条件 (例えば、特定のサービスへのアクセスとの競合) により提供できないとき。
- (4) 公衆電話機からの発信であるとき。

用語一覧（J T - I 2 5 1〔Ⅲ〕）

[A]	
activation	活性
[C]	
called party	着信ユーザ
calling party	発信ユーザ
[D]	
deactivation	非活性
[N]	
network provided	網記入
[P]	
partial number	部分番号
[S]	
Special connection arrangement	特別契約
[U]	
user provided	ユーザ記入
not screened	網検証なし
user provided	ユーザ記入
verified and failed	網検証失敗
user provided	ユーザ記入
verified and passed	網検証成功
[V]	
verified and passed	網検証成功

〔IV〕 発信者番号通知制限（CLIR）

1. 定義

発信者番号通知制限（CLIR）サービスは発信ユーザへ提供される付加サービスであり、発信ユーザのISDN番号とサブアドレスの着信ユーザへの通知を制限する。

2. 解説

2.1 概要

発信者番号通知制限サービスが活性化されているときには、発信ノードは着信ノードに対して発信側のISDN番号とサブアドレス情報を着信側に通知しない様に働きかける。この場合には、着信側に提供される着呼表示の中には発信者番号は含まれない。

注）発信者番号通知制限が契約されたときには、網提供者は他の網提供者に対して発信者IDを送らないこともある。

2.2 特殊用語

なし。

2.3 テレコミュニケーションサービスに適用する際の条件

制限なし。この付加サービスはすべてのテレコミュニケーションサービスで利用できる。

3. 手順

3.1 サービス提供／取消

発信者番号通知制限サービスは加入契約により提供されるか、常時利用可能かである。

網提供者のオプションとして発信者番号通知制限サービスはいくつかの契約オプションとともに提供される。これらのオプションはISDN番号ごとに適用される。契約オプションには以下の様なものがある。

<u>契約オプション</u>	<u>値</u>
発信者番号通知制限モード	－固定モード（すべての呼に有効） －一時モード（呼毎にユーザにより設定される）
デフォルト （一時モードのみに有効）	－通知制限あり －通知制限なし

交換局内や網内のすべての加入者に対して上記オプションのいずれかまたは両方を提供するかは、網提供者の選択に任される。

3.2 通常手順

3.2.1 サービスの活性／非活性／登録

固定モードに契約されている場合には発信者番号通知制限は常時活性化されている。一時モードに契約している場合には、サービス要求あるいはデフォルト時や特別な呼により活性化され、呼終了後サービスは非活性化される。

3.2.2 シーケンスの起動と動作

着信ユーザが発信者番号通知（CLIP）を契約していて、発信ユーザが発信者番号通知制限を起動している場合には、着信ユーザには発信者番号通知が制限されていることが表示される。

3.3 例外手順

3.3.1 サービスの活性／非活性／登録

規定されない。

3.3.2 シーケンスの起動と動作

規定されない。

3.4 代替手順

3.4.1 サービスの活性／非活性／登録

規定されない。

3.4.2 シーケンスの起動と動作

通知制限に優先して発信者のISDN番号とサブアドレスを通知することができる特権加入者属性（例えば警察など）があり得る。

このような特権加入者属性を設けるかどうかは、今後の検討課題である。

一つのISDN網から発呼され、別のISDN網で終端される呼において、発信者番号通知制限が適用されている場合には接続先の網（主ネットワーク）の規則や規定が適用される。例えば、発信ユーザの網で特権加入者属性がなくて、着信ユーザの網に特権加入者属性がある場合には、着信ユーザの網で発信者番号に対する発信者番号通知制限サービスは無視される。

4. 課金のための網機能

課金原則は、この標準の範囲外である。

5. 相互接続での要求条件

非ISDN網を経由したり、非ISDN網に対する呼においては発信者番号通知制限識別子は、接続先の網へ伝送される保証はない。電気通信事業者のオプションとして、発信側の網は発信者番号通知制限サービスを適用する際に、発信者番号を接続先の網へ伝送するのを制限することもある。発信者番号の通知制限の有無が判明しないで発信ユーザ側のISDN番号を受けた場合には、接続先の網は自身の規則及び規定にしたがって処理を行う。

6. 他の付加サービスとの相互作用

6.1 コールウェイティング

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

発信者番号通知制限サービスを契約しているユーザCが、ユーザBに通信中着信した場合には、ユーザBはコールウェイティング表示を受け取るがユーザCの番号情報は受け取らない。

6.2 コールトランスファ

ユーザAがユーザBと通信中にこの呼をユーザCへ転送したい場合に、ユーザAが発信者番号通知制限を契約しているとユーザAがどんなコールトランスファ手順を起動したときでも、ユーザCは発信者番号を受け取ることはない。またユーザBが発信者番号通知制限を契約していると、ユーザBからユーザCへのコールトランスファではユーザCは発信者番号を受け取ることはない。

6.3 接続先番号通知

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.4 接続先番号通知制限

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.5 発信者番号通知

発信ユーザが自分の番号が着信ユーザに表示されることを禁止している場合には、発信者番号は表示されない。

特別な場合として、特権加入者属性が適用されているときには、発信者番号通知が発信者番号通知制限より優先されることがある。

6.6 発信者番号通知制限

適用されない。

6.7 閉域接続

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.8 会議通話

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.9 ダイレクトダイヤルイン

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.10 着信転送

6.10.1 ビジー時着信転送

発信ユーザ：発信者番号通知制限が適用され活性化されているとき、転送先ユーザが特権加入者属性をもたない限り、発信者番号は転送先ユーザに通知されない。

6.10.2 無応答時着信転送

発信ユーザ：発信者番号通知制限が適用され活性化されているとき、転送先ユーザが特権加入者属性をもたない限り、発信者番号は転送先ユーザに通知されない。

6.10.3 無条件着信転送

発信ユーザ：発信者番号通知制限が適用され活性化されているとき、転送先ユーザが特権加入者属性をもたない限り、発信者番号は転送先ユーザに通知されない。

6.10.4 呼着着信転送

発信ユーザ：発信者番号通知制限が適用され活性化されているとき、転送先ユーザが特権加入者属性をもたない限り、発信者番号は転送先ユーザに通知されない。

6.11 代表

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.12 三者通話

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.13 ユーザ・ユーザ情報転送

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.14 複数加入者番号

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.15 保留サービス

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.16 課金情報通知

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.17 優先割り込み

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.18 優先

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.19 悪意呼通知

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.20 発信規制

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.21 着信課金

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.22 サブアドレス

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

7. 動的記述

発信者番号通知制限サービスの動的記述を図7-1/JT-I251〔Ⅲ〕に示す。

用語一覧（JT-I 251〔Ⅳ〕）

[A]	
activation	活性
[C]	
called party	着信ユーザ
calling party	発信ユーザ
[D]	
deactivation	非活性
[O]	
override category	特権加入者属性

〔V〕 接続先番号通知（COLP）

1. 定義

接続先番号通知（COLP）は、発信ユーザに対して接続先ユーザのISDN番号を提供するサービスである。発信ユーザは、接続先番号と共にサブアドレス情報も通知されることがある。

2. 解説

2.1 概要

接続先番号通知が利用可能な状態で起動された場合、接続先ユーザが着信呼に应答すると、網は発信ユーザに接続先ユーザの番号を通知する。その接続先番号はサブアドレスを伴うこともある。

注）着信ユーザが呼に应答する前に着信者番号を通知する拡張サービスの可能性については、今後の検討課題である。

2.2 特殊用語

部分番号：網から先のアドレス付与可能なエンティティを選択する過程に関連するISDN番号の一部。部分番号数字と部分番号長は付加サービス（DDIまたはMSN）に関連した契約に従う。

2.3 テレコミュニケーションサービスに適用する場合の条件

この付加サービスは、すべてのテレコミュニケーションサービスに適用される。

3. 手順

3.1 サービス提供／取消

接続先番号通知は、加入申込みに基づいて提供されるか、または加入申込なしで一般的に利用可能である。

接続先番号通知は、加入者の要求またはサービス提供者の理由でサービス提供者によって取り消される。

3.2 通常手順

3.2.1 サービスの活性／非活性／登録

接続先番号通知は、サービス提供時に活性化され、取消により非活性化される。

このサービスのために、網に登録する情報は不要である。

3.2.2 シーケンスの起動と動作

網は発信ユーザからの各発呼に接続先番号通知を自動的に起動する。

通知される番号は、接続先ユーザのアクセス番号と同一である。通知される番号は、下記のいずれかである。

- (1) すべて、網によって提供される場合。
- (2) すべて、接続先ユーザによって提供される場合。
- (3) 一部は部分番号の形で接続先ユーザによって提供され、残りは網によって提供される場合。

例えば、アクセス番号が、網によって提供され、番号を完全にするための追加番号は接続先ユーザによって提供される場合。

完全な接続先番号または接続先番号の一部が最初に接続先ユーザによって提供される場合、ユーザと公衆網との間で特別契約がなされていない限り、網はその正当性を検査する（下記参照）。この検査が成功する場合には、この番号は「ユーザ記入、網検証成功」として設定され、網で使用される。

接続先ユーザが何の番号も提供しない場合、公衆 I S D N は「網記入」として設定されたデフォルト番号を記入する。

特別契約

公衆網運用者が正しい情報を接続先ユーザから提供されることに確信をもてる場合、ユーザと公衆網との間に特別契約を（例えば、私設網内からの転送呼に対して）提供できる。このような特別契約の詳細は、この標準の範囲外である。

この特別契約が適用される場合には、完全な国内 I S D N 番号または国際番号が接続先番号として公衆網に渡される。検証が行われない場合、接続先番号は「ユーザ記入、網検証なし」として設定される。国外に発信する場合には、公衆網は必要に応じて国番号を追加する。

3.3 例外手順

3.3.1 サービスの活性／非活性／登録

規定されない。

3.3.2 シーケンスの起動と動作

接続先ユーザが提供する番号の網検査が不成功の場合、網は接続先ユーザの番号としてデフォルト番号を使用する。このデフォルト番号には「網記入」が設定される。

接続先番号が発信ユーザに通知されない2つの例外がある。

- (1) 接続先ユーザが、自分の番号の通知を許可しない契約を行った場合（接続先番号通知制限の定義を参照）。
- (2) 接続先番号が利用できない場合（例えば、アナログ公衆電話網（P S T N）との相互接続のため）。これらの場合には、発信ユーザは番号の利用が不可の通知を受ける。
 - (1) の場合、発信ユーザは接続先番号の通知が制限されているとの表示を受ける。
 - (2) の場合、発信ユーザは相互接続が発生しているとの表示を受ける。

3.4 代替手順

3.4.1 サービスの活性／非活性／登録

規定されない。

3.4.2 シーケンスの起動と動作

接続先ユーザが発信ユーザと同じ網に属していない場合、着信ユーザの網には特権加入者属性（6. 4 参照）がなく、発信ユーザの網にこの属性があるときに問題が発生する。

即ち通知が制限されているので、自分の番号が決して通知されないということを仮定する接続先ユーザが、特権加入者属性を持つ発信ユーザからの呼を受けた場合である。

特権加入者属性の適用については、サービス提供者の問題である。サービス提供者 A の網での特権加入者属性の適用とサービス提供者 B の網では、接続先番号通知の加入契約を許可されないことについての両サービス提供者間の合意内容に従って、サービス提供者 B の網はサービス提供者 A の網に接続先番号を送信するかもしれないし、しないかもしれない。この合意は中継網についても必要である。

4. 課金のための網機能

課金の原則は、この標準の範囲外である。

5. 相互接続での要求条件

注) この標準の要求条件を提供していない他の網に情報が伝送される場合の相互接続形態では、接続先番号通知情報（例えば、「ユーザ記入、網検証なし」を適用する特別契約がある場合）は廃棄される。

5.1 非 I S D N との相互作用

ある非 I S D N への発呼では、通知が許可されているかいないかを表示する能力なしで、発側 I S D N に接続先番号が伝送される場合がある。この場合の I S D N での対処は、今後の検討課題である。

ある非 I S D N への発呼では、接続先番号は I S D N に対して提供できない場合がある。従って、接続先番号を接続先番号通知を受けている発信ユーザに通知することができない。この状況では、「番号通知不可表示」が発信ユーザに与えられる。

5.2 私設 I S D N との相互作用

私設 I S D N への呼に対して、私設 I S D N はその固有の検証機能で接続先ユーザの提供情報を検証する。その検証された番号は国内または国際 I S D N 番号の形式（I T U-T 勧告 E. 1 6 4）で公衆 I S D N に通知される。この番号は特別契約がなされていない限り公衆 I S D N で検証される（3. 2. 2 参照）。

私設 I S D N が何の番号も提供しない場合、または公衆 I S D N での検証が不成功の場合、公衆 I S D N は「網記入」として設定されたデフォルト番号を記入する。

接続先ユーザが公衆 I S D N に所属し、発信ユーザが私設 I S D N に所属している場合、公衆 I S D N は接続先ユーザの適切な I S D N 番号を私設 I S D N に転送する。

6. 他の付加サービスとの相互作用

6.1 課金情報通知

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.2 保 留

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.3 コールトランスファ

ユーザ A がユーザ B との呼設定を完了し、このユーザ B との呼をユーザ C に転送しようとしたと想定する。ユーザ C が番号通知を禁止している場合を除いて、ユーザ C の番号は以下のように通知される。

ーユーザ B が接続先番号通知に加入契約している場合、（ユーザ A で起動された転送手順とは独立に）ユーザ B にはユーザ C への転送の完了時に通知される。

ーユーザ A が接続先番号通知に加入契約している場合にノーマル・コールトランスファまたはイクスプレシット・コールトランスファ手順を使用すると、ユーザ A には通知される。ユーザ A がシングルステップ・コールトランスファ手順を起動する場合、接続先ユーザの番号はユーザ A に通知されない。

注) 非 I S D N と相互接続されるコールトランスファの場合、接続先番号通知は利用できないことがある。

6.4 コールウェイティング

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.5 閉域接続

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.6 再呼出し

6.6.1 無応答時再呼出し（未標準）

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.6.2 話中時再呼出し（未標準）

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.7 会議

6.7.1 会議通話

接続先ユーザが最初の会議参加者である場合、または既存の会議に新たな会議参加者として追加される場合、接続先番号通知に加入契約している会議主導者には接続先ユーザの番号が通知される。

接続先番号通知に加入契約している既存の会議参加者には、会議主導者が新たな会議参加者を追加しても新たな会議参加者の番号は通知されない。

6.7.2 三者通話

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.8 着信転送

6.8.1 呼毎着信転送

発信ユーザに対する転送先番号の通知は着信転送サービスの一部であり、発信ユーザが接続先番号通知を起動して通知を要求する必要はない。

サービス対象ユーザ（転送元ユーザ）が、発信ユーザに対して着信転送を通知しないオプションを選択している場合、発信ユーザは着信転送が起動されたことを通知されない。さらに、発信ユーザが特権加入者属性を持たない限り、発信ユーザは呼の応答時に接続先番号を通知されない。

サービス対象ユーザ（転送元ユーザ）が、発信ユーザに対して転送先番号を含まない通知をするオプションを選択している場合、発信ユーザが特権加入者属性を持たない限り、発信ユーザは呼の応答時に接続先番号を通知されない。

6.8.2 ビジー時着信転送

発信ユーザに対する転送先番号の通知は着信転送サービスの一部であり、発信ユーザが接続先番号通知を起動して通知を要求する必要はない。

サービス対象ユーザ（転送元ユーザ）が、発信ユーザに対して着信転送を通知しないオプションを選択している場合、発信ユーザは着信転送が起動されたことを通知されない。さらに、発信ユーザが特権加入者属性を持たない限り、発信ユーザは呼の応答時に接続先番号を通知されない。

サービス対象ユーザ（転送元ユーザ）が、発信ユーザに対して転送先番号を含まない通知をするオプションを選択している場合、発信ユーザが特権加入者属性を持たない限り、発信ユーザは呼の応答時に接続先番号を通知されない。

6.8.3 無応答時着信転送

発信ユーザに対する転送先番号の通知は着信転送サービスの一部であり、発信ユーザが接続先番号通知を起動して通知を要求する必要はない。

サービス対象ユーザ（転送元ユーザ）が、発信ユーザに対して着信転送を通知しないオプションを選択している場合、発信ユーザは着信転送が起動されたことを通知されない。さらに、発信ユーザが特権加入者属性を持たない限り、発信ユーザは呼の応答時に接続先番号を通知されない。

サービス対象ユーザ（転送元ユーザ）が、発信ユーザに対して転送先番号を含まない通知をするオプションを選択している場合、発信ユーザが特権加入者属性を持たない限り、発信ユーザは呼の応答時に接続先番号を通知されない。

6.8.4 無条件着信転送

発信ユーザに対する転送先番号の通知は着信転送サービスの一部であり、発信ユーザが接続先番号通知を起動して通知を要求する必要はない。

サービス対象ユーザ（転送元ユーザ）が、発信ユーザに対して着信転送を通知しないオプションを選択している場合、発信ユーザは着信転送が起動されたことを通知されない。さらに、発信ユーザが特権加入者属性を持たない限り、発信ユーザは呼の応答時に接続先番号を通知されない。

サービス対象ユーザ（転送元ユーザ）が、発信ユーザに対して転送先番号を含まない通知をするオプションを選択している場合、発信ユーザが特権加入者属性を持たない限り、発信ユーザは呼の応答時に接続先番号を通知されない。

6.9 ダイレクトダイヤルイン

ダイレクトダイヤルインが接続先ユーザのユーザ・網インタフェースに適用されている場合には、接続先ユーザは接続先番号の少なくとも拡張番号の部分を提供する。

次の場合、ダイレクトダイヤルインの使用によって網が接続先番号を供給されることを除いて、接続先ユーザのユーザ・網インタフェースに影響を及ぼさない。

- 1) そのユーザ・網インタフェースにおいて、一部のまたは完全な接続先番号が供給され、かつ網による検証に従う場合
- 2) (網による検証を行わない特別契約に従う) ユーザ・網インタフェースまたは私設網などのインタフェースにおいて、完全な（国内または国際）番号が供給される場合

6.10 通信中ベアラ切替え

通信中ベアラ切替を起動した後、第2の端末の接続先ユーザ番号が発信ユーザに通知される。

6.11 ISDNフリーフォン（未標準）

フリーフォン番号の発信者はフリーフォン番号を除き、接続先番号を通知されない。

6.12 代表

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.13 悪意呼通知

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.14 優先割り込み

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.15 複数加入者番号

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.16 名前通知

6.16.1 発信者名表示（未標準）

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.17 番号通知

6.17.1 発信者番号通知

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.17.2 発信者番号通知制限

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.17.3 接続先番号通知

適用されない。

6.17.4 接続先番号通知制限

接続先ユーザが接続先番号通知制限に加入契約している場合、接続先番号は通知されない。

接続先ユーザが自分の番号の通知を許可しないとの契約をもつあるケースでは、この制限に優先して接続先番号を通知させる発信ユーザの属性（特権加入者属性）があり得る。

この機能を設けるかは、今後の検討課題である。

6.18 発信規制

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.19 着信課金

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.20 サブアドレス

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.21 端末移動（未標準）

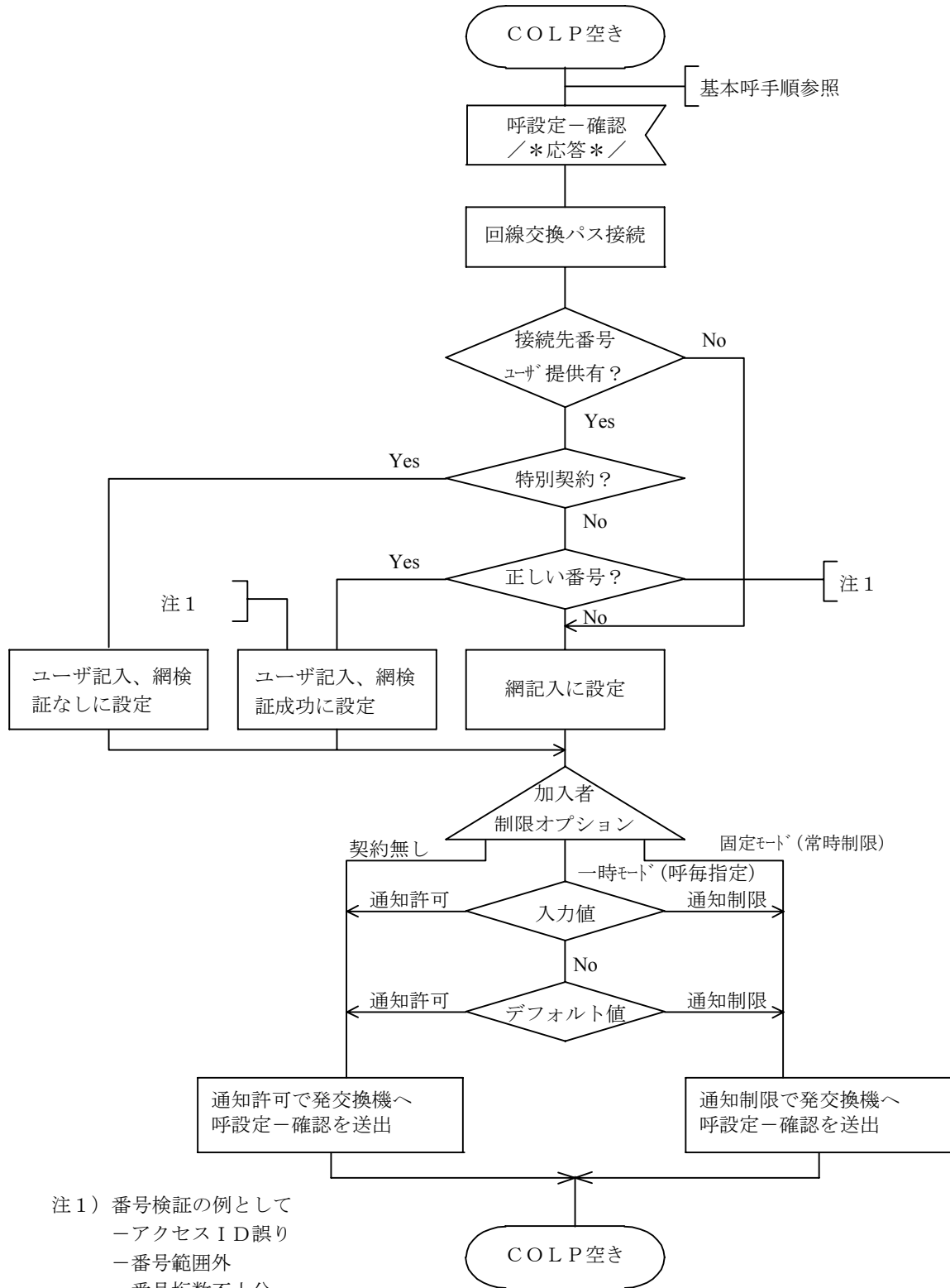
どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.22 着信課金

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

7. 動的記述

本サービスの動的記述を図7-1/JT-I251〔V〕に示す。



注1) 番号検証の例として
 -アクセスID誤り
 -番号範囲外
 -番号桁数不十分
 -相手網コード誤り

図7-1 / JT-I 251 [V]

(ITU-T I. 251. 5)

接続先番号通知/接続先番号通知制限サービスのSDL図

(本SDLはCOLPサービスとCOLRサービスの相互作用を記述しており、COLRサービスの詳細記述はJT-I 251 [VI] を参照)

用語一覧（J T - I 2 5 1 [V]）

[N]

network provided	網記入
number unavailable indication	番号通知不可表示

[O]

override category	特権加入者属性
-------------------	---------

[P]

partial number	部分番号
----------------	------

[S]

special connection arrangement	特別契約
--------------------------------	------

[U]

user provided,not screened	ユーザ記入, 網検証なし
user provided,verified and passed	ユーザ記入, 網検証成功

〔VI〕 接続先番号通知制限（COLR）

1 定義

接続先番号通知制限（COLR）は、接続先ユーザに提供されるサービスであり、発信ユーザに接続先ユーザのISDN番号とサブアドレス情報の通知を制限する。

2. 解説

2.1 概要

接続先番号通知制限が利用可能な状態で起動された場合、着信ノードは接続先ユーザのISDN番号とサブアドレス情報が発信ユーザに通知制限されていることを発信ノードに通知する。この場合、接続先番号は発信ユーザに送出される呼接続情報には含まれない。

注) 接続先番号通知制限に加入契約している場合、ある網提供者は接続先ユーザIDを他の網提供者に通知しない場合もある。

2.2 特殊用語

規定されない。

2.3 テレコミュニケーションサービスに適用する場合の条件

規定されない。すなわち、この付加サービスは全てのテレコミュニケーションサービスに適用される。

通知制限に優先して、接続先ユーザのISDN番号とサブアドレスを通知させる特権加入者属性（例えば、警察）があり得る。

このような特権加入者属性を設けるかは、今後の検討課題である。

3. 手順

3.1 サービス提供/取消

接続先番号通知制限は加入申込みに基づいて提供されるか、または加入申込みなしで一般的に利用可能である。網提供オプションとして、接続先番号通知制限には以下の加入契約オプションを提供する。

契約オプション	値
COLRモード	—固定モード（すべての呼に対して通知制限） —一時モード（呼毎にユーザが指定）
デフォルト （一時モードのみ）	—通知制限あり —通知制限なし

注) 固定モードの接続先番号通知が一般的に提供される場合、すべての接続先番号は通知を制限される。

3.2 通常手順

3.2.1 サービスの活性/非活性/登録

接続先番号通知制限はサービス提供時に活性化され、取消により非活性化される。

3.2.2 シーケンスの起動と動作

着信ユーザが固定モードで接続先番号通知制限に加入契約している場合には、網は各々の着信呼に対して、その接続先番号通知制限を自動的に起動する。

着信ユーザがデフォルト値「通知制限あり」の一時モードで接続先番号通知制限に加入契約している場合には、応答時に加入者要求でそのデフォルト値が無視されない限り、網は各々の着信呼に対して、その接続先番号通知制限を自動的に起動する。

着信ユーザがデフォルト値「通知制限なし」の一時モードで接続先番号通知制限に加入契約している場合には、応答時に加入者から要求された場合のみ、網はその接続先番号通知制限を起動する。

発信ユーザが接続先番号通知に加入契約の場合、接続先ユーザが接続先番号通知制限を活性化していれば、発信ユーザは接続先番号の通知が制限されているとの表示を受ける。

3.3 例外手順

3.3.1 サービスの活性／非活性／登録

規定されない。

3.3.2 シーケンスの起動と動作

規定されない。

3.4 代替手順

規定されない。

4. 課金のための網機能

課金原則は、この標準の範囲外である。

5. 相互接続での要求条件

ある I S D N から接続先番号通知制限が適用されている他の I S D N に着信する場合、着信側の網（主側の網）の規定が適用される。

公衆 I S D N 間の呼に対して接続先番号通知制限が起動されている場合、着信側の網は接続先ユーザの I S D N 番号と（もしあれば）サブアドレス情報が発信ユーザに通知制限されていることを発信側の網に通知する。

注 1) 接続先番号通知が起動されていても、ある網提供者は接続先番号を他の網提供者に送らない場合がある。

注 2) 接続先番号を伝達できる網では、接続先番号通知制限の表示も伝達できるとみなす。

5.1 非 I S D N との相互接続

非 I S D N への呼または非 I S D N 経由の呼について、接続先番号通知制限の表示が発信側の網に伝達されることは保証されない。接続先番号通知制限が利用可能である場合には、網オプションとして、着信側の網は接続先ユーザの識別情報を発信側の網に返送することを制限することがある。網が通知許可または通知制限の表示なしに接続先ユーザの I S D N 番号を受信する場合、発信側の網（主側の網）は自網の規定に従って動作する。

5.2 私設 I S D N との相互接続

私設 I S D N から公衆 I S D N への呼について、接続先番号通知制限が起動されている場合には、公衆 I S D N は接続先ユーザを識別する情報を私設 I S D N に送ることを制限できる。

公衆 I S D N からの呼について、私設 I S D N は接続番号通知制限が起動されていることを表示できる。

6. 他の付加サービスとの相互作用

6.1 課金情報通知

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.2 保 留

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.3 コールトランスファ

ユーザ A がユーザ B との呼を設定し、このユーザ B との呼をユーザ C に転送しようとしたと想定する。ユーザ C が接続先番号通知制限に加入契約している場合には、ユーザ A がどのコールトランスファ手順を起動してもユーザ A とユーザ B のどちらにも接続先番号が通知されない。

6.4 コールウェイティング

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

ユーザ C からの着呼で、接続先番号通知制限に加入契約しているユーザ B にコールウェイティングを起動することを想定する。この場合、ユーザ B はコールウェイティング表示を受け取るが、その時には自分の番号を相手に返送しない。

6.5 閉域接続

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.6 再呼出し

6.6.1 無応答時再呼出し（未標準）

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.6.2 話中時再呼出し（未標準）

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.7 会 議

6.7.1 会議通話

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.7.2 三者通話

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.8 着信転送

6.8.1 呼毎着信転送

転送先ユーザが「固定モード」で接続先番号通知制限に加入契約している場合には、転送先ユーザの番号は呼の転送通知に含まれない。

転送先ユーザが「一時モード」で接続先番号通知制限に加入契約している場合、転送呼の呼出し状態の間、発信ユーザに対して転送先ユーザの番号は提供されない。なお、転送先ユーザの接続先番号は接続先番号通知制限の一時モード動作に基づいた応答で提供されることがある。

上述の場合には、接続先番号通知に加入契約し特権加入者属性を持つ発信ユーザは転送通知情報の一部として転送先番号を受け取ることができないが、その転送呼の応答時に接続先番号を受け取るために接続先番号通知を起動することができる。

6.8.2 ビジー時着信転送

転送先ユーザが「固定モード」で接続先番号通知制限に加入契約している場合には、転送先ユーザの番号は呼の転送通知に含まれない。

転送先ユーザが「一時モード」で接続先番号通知制限に加入契約している場合、転送呼の呼出し状態の間、発信ユーザに対して転送先ユーザの番号は提供されない。なお、転送先ユーザの接続先番号は接続先番号通知制限の一時モード動作に基づいた応答で提供されることがある。

上述の場合には、接続先番号通知に加入契約し特権加入者属性を持つ発信ユーザは転送通知情報の一部として転送先番号を受け取ることができないが、その転送呼の応答時に接続先番号を受け取るために接続先番号通知を起動することができる。

6.8.3 無応答時着信転送

転送先ユーザが「固定モード」で接続先番号通知制限に加入契約している場合には、転送先ユーザの番号は呼の転送通知に含まれない。

転送先ユーザが「一時モード」で接続先番号通知制限に加入契約している場合、転送呼の呼出し状態の間、発信ユーザに対して転送先ユーザの番号は提供されない。なお、転送先ユーザの接続先番号は接続先番号通知制限の一時モード動作に基づいた応答で提供されることがある。

上述の場合には、接続先番号通知に加入契約し特権加入者属性を持つ発信ユーザは転送通知情報の一部として転送先番号を受け取ることができないが、その転送呼の応答時に接続先番号を受け取るために接続先番号通知を起動することができる。

6.8.4 無条件着信転送

転送先ユーザが「固定モード」で接続先番号通知制限に加入契約している場合には、転送先ユーザの番号は呼の転送通知に含まれない。

転送先ユーザが「一時モード」で接続先番号通知制限に加入契約している場合、転送呼の呼出し状態の間、発信ユーザに対して転送先ユーザの番号は提供されない。なお、転送先ユーザの接続先番号は接続先番号通知制限の一時モード動作に基づいた応答で提供されることがある。

上述の場合には、接続先番号通知に加入契約し特権加入者属性を持つ発信ユーザは転送通知情報の一部として転送先番号を受け取ることができないが、その転送呼の応答時に接続先番号を受け取るために接続先番号通知を起動することができる。

6.9 ダイレクトダイヤルイン

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.10 通信中ベアラ切替え

通信中ベアラ切替を起動した後、第2の端末の接続先ユーザ番号が発信ユーザに通知される。

6.11 ISDNフリーフォン（未標準）

フリーフォン番号の発信者はフリーフォン番号を除き、接続先番号を通知されない。

6.12 代 表

接続先ユーザが番号を提供する場合には、発信ユーザに送出される番号に契約された接続先番号通知制限を適用する。ダイレクトダイヤルイン番号が送出される場合、ハントグループ番号に契約された接続先番号通知制限を適用する。

接続先ユーザが何の番号も提供しない場合には、そのハントグループ番号に契約された接続先番号通知制限を適用する。

6.13 悪意呼通知

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.14 優先割り込み

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.15 複数加入者番号

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.16 名前通知

6.16.1 発信者名表示（未標準）

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.16.2 発信者名表示制限（未標準）

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.17 番号通知

6.17.1 発信者番号通知

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.17.2 発信者番号通知制限

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.17.3 接続先番号通知

接続先番号通知制限は、接続先番号通知に優先する。接続先番号通知に加入契約しているユーザが、接続先番号通知制限に優先する唯一の場合は、そのユーザに特権加入者属性がある場合である。

6.17.4 接続先番号通知制限

適用されない。

6.18 発信規制

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.19 着信課金

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.20 サブアドレス

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.21 端末移動（未標準）

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.22 ユーザ・ユーザ情報転送

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

7. 動的記述

本サービスの動的記述を図7-1/JT-I251〔V〕に示す。

〔Ⅶ〕 悪意呼通知（MCID）

1. 定義

悪意呼通知（MCID）は、着信ユーザに提供される付加サービスである。着信ユーザは網に対して発信ユーザの特定及び網への登録を要求できる。

注）本サービスは呼が悪意のものであると考えられる場合に着信ユーザが利用する。

2. 解説

2.1 概要

2.1.1 ISDNユーザは悪意呼通知によって、以下の項目を適切な要求をすることによって、網へ登録することができる。

- －着信者番号
- －発信者番号
- －着信ユーザが網のサービスを起動させた日時
- －サービス提供者オプション：発サブアドレス（発信ユーザが付与した場合）

他の付加サービスと併用した場合には、さらに多くの情報の登録が要求される可能性もある。（第6章参照）

2.1.2 サービス対象ユーザの網における登録機能は、インプリメント次第である。登録された情報は着信ユーザや発信ユーザの端末装置からは利用不可とする。情報はサービス提供者の制御のもとに保管される。

2.1.3 異なった網にまたがる呼に対する、悪意呼通知を目的とする呼情報の提供は、関連するサービス提供者における相互の合意に基づいて実施される。

さらに国際間にまたがる悪意呼通知を目的とする呼情報の提供は、関連する国の法律当局間の相互の合意に基づいて実施される。

2.1.4 悪意呼通知サービスは、着信ユーザが呼を切断する前ならば通信中及び、通信後においても起動可能である。これ以外の場合については今後の検討事項とする。（3.2.2.1節参照）

2.1.5 網加入契約オプションとして、サービス対象ユーザが応答しない呼に対する悪意呼通知の自動起動が可能とする。

2.1.6 網オプションとして上記の呼情報の登録に加えて、悪意呼通知の起動後、サービス提供者が関与するまで、法的目的の為に呼の接続は自動的に保持される。

2.2 特殊用語

発信者番号：これは公衆網が提供する番号であり、発信ユーザあるいは最低限、発信ユーザからの呼の公衆網へのアクセスポイントを特定する。

サービス対象ユーザ：悪意呼通知サービスが提供されている着信ユーザ。

2.3 テレコミュニケーションサービスに適用する場合の条件

この付加サービスは全てのテレコミュニケーションサービスに適用可能である。

3. 手 順

3.1 サービス提供／取消

3.1.1 本サービスの提供並びに取消は、サービス提供者の国内法に従った事前契約の後に行われる。

3.1.2 網加入オプションとして、サービス対象ユーザの無応答呼に対する悪意呼通知の自動起動は提供しうる。

注) 本オプションの目的は短時間呼び出す呼に対する登録を許可することである。

3.2 通常手順

3.2.1 サービスの活性／非活性／登録

悪意呼通知サービスはサービス提供者の制御のもとに、サービスの提供によって活性化され、サービスの取消によって非活性化する。

3.2.2 シーケンスの起動と動作

3.2.2.1 サービス対象ユーザは以下のケースにおいて、悪意呼通知サービスを適切な手順で起動することができる。

－応答前（サービス提供者のオプションによる。）

注) 典型的な例は、着信ユーザが発信者番号を受け取ったが、出来れば無応答で着信呼の登録を、交換機にて実施することを望んだ場合である。

（本オプションは今後の検討課題である。）

－通信中

これは通常の状態である。この状況において着信ユーザは悪意呼通知の起動後に呼を継続できる。

－発信ユーザ切断後

これは該当する呼に対する悪意呼通知が起動されていない状況において、着信ユーザの網切断指示に対する応答を、網が応答待ちの限定時間内において可能とする。

－着信ユーザ切断後（網オプション）

これは短いタイムアウト時間内に可能とする。（本オプションは今後の検討課題である。）

起動が成功した場合、2.1.1 節で記述される呼情報が登録される。

サービス対象ユーザは登録が行われたことを適切に通知される。

3.2.2.2 サービス対象ユーザが 3.1.2 節に記述したオプションに加入している場合、サービス対象ユーザが応答しなかった全てのあるいは特定の呼を解放する時に、悪意呼通知は自動的に網で起動される。

注) 無応答の呼に対する呼情報の過剰な登録を避ける為に、自動起動に対して制限が適用される。以下のような制限が例として上げられる。

－「短い」無応答のみに対する自動起動。

すなわち呼出開始後の特定時間（例えば10秒）内に終了するものなど。

－1日の特定時間内（例えば夜間）のみにおける自動起動。

3.2.2.3 応答のあった呼に対して発信ユーザが先に切断した場合、網はサービス対象ユーザ（＝着信ユーザ）に対して悪意呼通知を起動しうる。但しこれは悪意呼通知が既に該当する呼に対して起動されておらず、網の切断指示に対する着信ユーザの通常の応答待タイムアウト時間内に起動する場合である。

3.3 例外手順

3.3.1 サービスの活性／非活性／登録

規定されない。

3.3.2 シーケンスの起動と動作

悪意呼通知サービスが提供されていないユーザからの起動要求があった場合や、悪意呼通知が提供されていない呼のフェーズにおいて、サービス対象ユーザからの起動要求があった場合、あるいは発信ユーザから起動要求があった場合、網は悪意呼通知を起動しない。このようなケースにおいては適切な通知がサービス対象ユーザに対して送られる。

既にユーザによって悪意呼通知サービスが、特定の呼に対して正常に起動し、情報が登録されている場合、連続して同一の呼に対して悪意呼通知を起動しようとしても、網は動作しない。サービス対象ユーザは登録が終了していることを（通常の手順内で）適切に通知される。

3.4 代替手順

3.4.1 サービスの活性／非活性／登録

規定されない。

3.4.2 シーケンスの起動と動作

規定されない。

4. 課金のための網機能

課金原則は、この標準の範囲外である。

5. 相互接続での要求条件

5.1 非 I S D N 網との相互接続

5.1.1 I S D N 網と非 I S D N 網との相互接続の場合、発信者番号は利用できない場合がある。しかし非 I S D N 網の機能に依存する呼のルーティングについての特定の情報は登録可能である。

5.1.2 国内接続の範囲でこの相互接続が行なわれた場合、利用可能な情報が網に登録される。国際接続の場合、利用可能な情報の登録は、関連する国の法律当局間での合意に基づく。

5.1.3 相互接続において

- －呼が非 I S D N 網内の着信先へ送信あるいは転送される。そして、
 - －該当非 I S D N 網が悪意呼通知を提供している。そして、
 - －非 I S D N 網の転送先ユーザが悪意呼通知を起動させた場合、
- 少なくとも、発信者番号と時間は登録される。

5.2 私設網との相互接続

5.2.1 公衆網から私設網への着信呼に対して、私設 I S D N のサービス対象ユーザ（すなわち被害を被るユーザ）は悪意呼通知の起動要求を、公衆 I S D N へ送信できる。

5.2.2 私設網から公衆網への発信呼に対して、私設 I S D N は（法律当局の要請があった場合に）私設 I S D N における悪意の発信ユーザを識別し、公衆網との境界を越えて、公衆網の悪意呼通知機能を、技術的に支援し、補完出来なければならない。このような相互接続の場合は、サービス提供者間の合意に基づいてなされる。

5.3 データ網との相互作用

可能な限りにおいて悪意呼通知サービスはデータ網からの呼に対しても提供される。

6. 他の付加サービスとの相互作用

6.1 コールウェイティング

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.2 コールトランスファ

6.2.1 転送元ユーザは転送起動後の呼に対して、悪意呼通知を起動できない。

6.2.2 転送が完了しサービス対象ユーザ（転送先ユーザ）が悪意呼通知の起動に成功した場合、網は呼の元々の発信者番号に加えて、最後の転送元ユーザ番号も登録する。

6.3 接続先番号通知

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.4 接続先番号通知制限

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.5 発信者番号通知

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.6 発信者番号通知制限

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.7 閉域接続

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.8 会議通話

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.9 ダイレクトダイヤルイン

ダイレクトダイヤルインが悪意呼通知のサービス対象ユーザに提供される場合、悪意呼通知はアクセス契約により、全てのアクセスかDDI番号毎かに関わらず広く提供される。どちらの場合でも、DDIディジットを含んだ着信ユーザのISDN番号は登録される。

6.10 着信転送

6.10.1 ビジー時着信転送

悪意呼通知サービスは着信転送されてきた呼に対しても起動できる。悪意呼通知サービスの通常手順に加えて、更に着信者番号が登録され、網オプションとして最後の転送元ユーザが登録される。

一旦、着信転送が行なわれた後、転送元ユーザは悪意呼通知サービスを起動できない。

6.10.2 無応答時着信転送

悪意呼通知サービスは着信転送されてきた呼に対しても起動できる。悪意呼通知サービスの通常手順に加えて、更に着信者番号が登録され、網オプションとして最後の転送元ユーザが登録される。

一旦、着信転送が行なわれた後、転送元ユーザは悪意呼通知サービスを起動できない。

6.10.3 無条件着信転送

悪意呼通知サービスは着信転送されてきた呼に対しても起動できる。悪意呼通知サービスの通常手順に加えて、更に着信者番号が登録され、網オプションとして最後の転送元ユーザが登録される。

一旦、着信転送が行なわれた後、転送元ユーザは悪意呼通知サービスを起動できない。

6.10.4 呼毎着信転送

悪意呼通知サービスは着信転送されてきた呼に対しても起動できる。悪意呼通知サービスの通常手順に加えて、更に着信者番号が登録され、網オプションとして最後の転送元ユーザが登録される。

一旦、着信転送が行なわれた後、転送元ユーザは悪意呼通知サービスを起動できない。

6.11 代 表

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.12 三者通話

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.13 ユーザ・ユーザ情報転送

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.14 複数加入者番号

複数加入者番号(MSN)が悪意呼通知のサービス対象ユーザに提供された場合、悪意呼通知は、アクセス契約に従って、全てのアクセスあるいは複数加入者番号(MSN)の番号毎に提供される。

6.15 保 留

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.16 課金情報通知

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.17 優先割り込み

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.18 優先

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.19 悪意呼通知

適用されない。

6.20 発信規制

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.21 着信課金

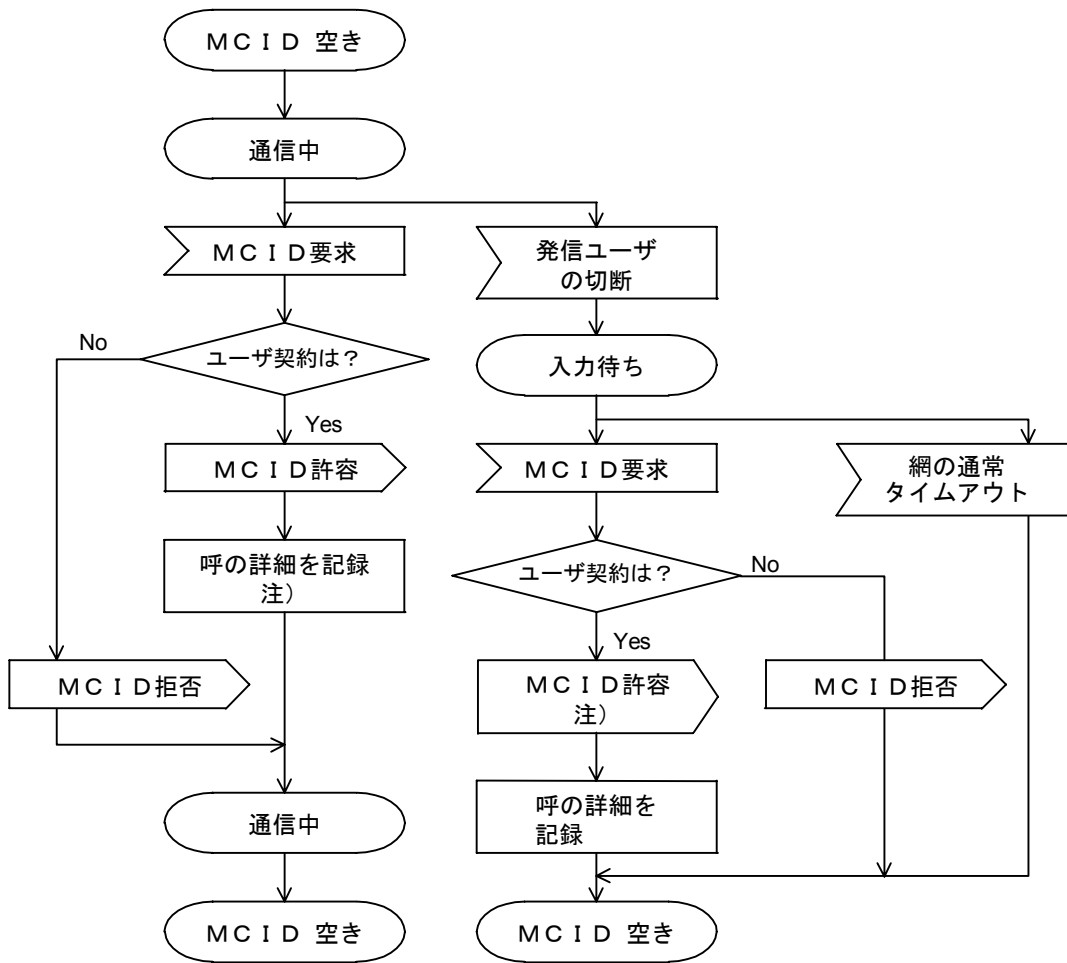
どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.22 サブアドレス

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

7. 動的記述

図7-1 / JT-I 251〔VII〕 / 図7-2 / JT-I 251〔VII〕 参照。



注) もしその情報が事前に記録されていれば、通信中のその後の要求では情報は記録されない。

図 7-1 / JT-I 251 [VII] MCIDの動的記述—通常呼 (ITU-T I.251.7)

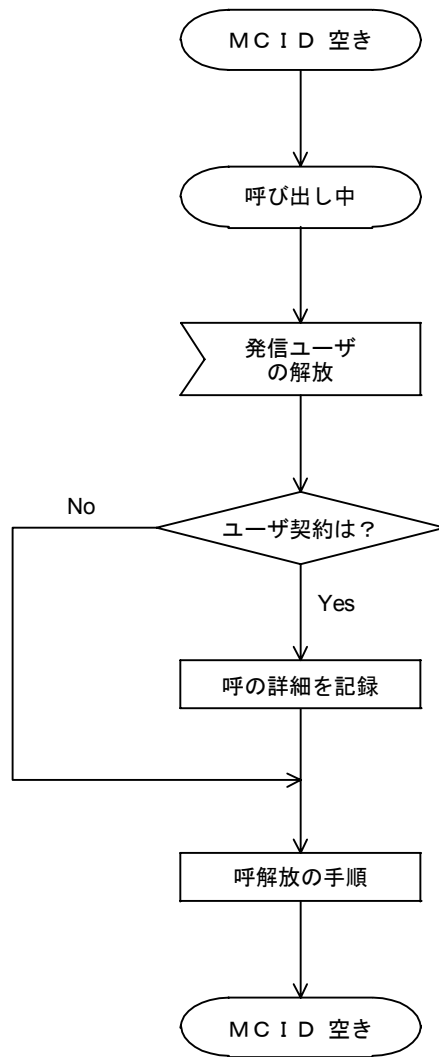


図7-2 / JT-I 251 [VII] MCIDの動的記述－全ての無応答呼における自動起動
(ITU-T I.251.7)

付 録

悪意呼通知（MCID）と着信転送サービス間の相互作用

付属資料A-1/JT-I 251〔VII〕（ITU-T I. 251. 7）

悪意呼通知（MCID）と「6.10 着信転送」との相互作用について、以下に図示する。

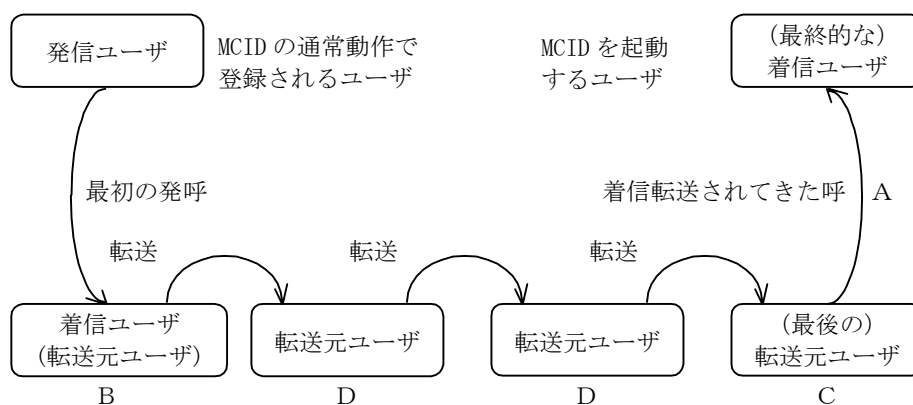
標準本文：悪意呼通知サービスは着信転送されてきた呼に対しても起動できる。悪意呼通知サービスの
(A)

通常手順に加えて、更に着信者番号が登録され、網オプションとして最後の転送元ユーザが
(B) (C)

登録される。

一旦、着信転送が行なわれた後、転送元ユーザは悪意呼通知サービスを起動できない。
(B、C、D)

このA、B、C、Dの関係を図示すると、下の図のようになる。



悪意呼通知（MCID）と着信転送サービス間の相互作用参考図

用語一覧（J T - I 2 5 1〔Ⅶ〕）

[A]	
access arrangements	アクセス契約
activation	サービスの活性
[C]	
call diversion	着信転送
CLI	発信者番号
[D]	
destination	着信先
[E]	
e.g.	例 例えば
[I]	
idle	空き
intervention	関与
invoke	起動する
interaction	相互作用
interworking	相互接続
[L]	
legal authorities	法律当局
[M]	
multi-level precedence and preemption	優先割り込み
[O]	
outgoing call barring	発信規制
[P]	
private networks	私設網
PSTN	PSTN
[R]	
register	登録する 記録する
routing	ルーティング

[T]

telecommunication

time out period

テレコミュニケーション

タイムアウト時間

〔Ⅷ〕 サブアドレス (SUB)

1. 定義

サブアドレス (SUB) は、着信ユーザに対して I SDN 番号により与えられるアドレス番号の容量を超えて拡張させることを許容するサービスである。

2. 解説

2.1 概要

サブアドレスが発信ユーザによって与えられる場合、着信ユーザに対してそのまま提供される。着信 (サービス対象) ユーザのみ、サブアドレスの意味を定義する。アプリケーションは例えば以下のようにある。

- 1) 着信加入者の端末において特定の端末を選択する。
- 2) 着信ユーザの端末の端末で特別なプロセスを起動する。

サブアドレスのサイズ

サブアドレスの最大のサイズは、20 オクテットである。

2.2 特殊用語

特になし。

2.3 テレコミュニケーションサービスに適用する場合の条件

この付加サービスは、すべてのテレコミュニケーションサービスに適用可能である。

3. 手順

3.1 サービス提供/取消

発信加入者

発信加入者にとって、サービス提供者との事前の契約なしに提供される。

着信加入者

着信加入者にとって、事前の契約なしあるいはサービス提供者による事前の取り決めにより提供されるのが一般的である。

サービスの取消しは、加入者の要求、またはサービス提供者の理由でサービス提供者によって行なわれる。

3.2 通常手順

3.2.1 サービスの活性/非活性/登録

適用されない。

注) 登録は、適当なユーザ端末手順によって提供されうる。

(サブアドレスは端末の中で蓄積されるため)

3.2.2 サービスの抹消

適用されない。

注) 抹消は、適当なユーザ端末手順によって提供されうる。

(サブアドレスは端末の中で蓄積されるため)

3.2.3 シーケンスの起動と動作

サブアドレス情報は、呼設定時に発信ユーザにより提供される。このサービスは、サブアドレス情報が網から着信（サービス対象）ユーザに送られる時に起動される。

発信ユーザ

呼設定時に、発信ユーザは発信端末から着信端末へ網によって透過的に転送される着サブアドレス情報を送信可能である。

呼設定時に発信ユーザは発信者番号を補足するために発サブアドレスを送信可能である。（発信者番号通知を参照）

注) 発信ユーザから網へのこれらの2種類の情報の転送は、基本呼の一部分である。

着信ユーザ

着信ユーザのISDN番号を補足するサブアドレスは、網を通じて透過的に転送されて着側の網から着信端末へ送られる。

このサブアドレス情報は、着信呼を受けるための能力をチェックするために要求されたサービス表示に関連して着信端末により利用される。サブアドレスが発信ユーザによって含まれないような場合は、着側の網はいつも着信端末に対してサブアドレス情報なしに通常提供しているものを提供する（ここで、他の付加サービスの適用は除く）。

着信呼によって最終的に選ばれた着信端末は、着信者番号を補足してそれ自身のサブアドレスを挿入する（接続先番号通知を参照）。

注1) 着信ユーザから網へのこの情報の転送は、基本呼の一部分である。

注2) もし、違う種類の端末が同じインタフェース上に付いていた場合、つまり受動バス構成の場合には、サブアドレスが端末選択に関して正しく行われるということを保証できない。特に、端末選択の基準としてサブアドレスを提供している端末や提供していない端末が同じインタフェースにある場合である。サブアドレスを提供しない端末や内部に特別なプロセスを起動するためのみにサブアドレスを使う端末は、複数加入者番号に指示された要求サービスのチェックのみに基づいて着信呼毎に反応する（もしあって、適用可能ならば）。そのようなインタフェースにおいて、サブアドレスサービスの手順は、基本呼の手順によって無視されうる。そして、もし適用可能ならば複数加入者番号付加サービスの実行によって無視されうる。

3.2.4 照会

適用されない。

3.3 例外手順

3.3.1 サービスの活性／非活性／登録

適用されない。

3.3.2 サービスの抹消

適用されない。

3.3.3 シーケンスの起動と動作

サブアドレスサービスの提供が事前にサービス提供者と契約を必要とする場合、かつ着信ユーザがサブアドレスサービスに加入していない場合、網は着信時に着信ユーザに着サブアドレスを送出ししない。

サブアドレス情報が着信端末によって利用される時、着信ユーザが動作上意味のない値を受け取った場合、着信端末は、着信呼を拒否したり無視することができる。

3.3.4 照会

適用されない。

4. 課金のための網機能

課金原則は、この標準の範囲外である。

5. 相互接続での要求条件

5.1 非ISDNとの相互接続

サブアドレスサービスは、もし両方の加入者がISDN加入者である場合以外は、適用する必要はない。もしサブアドレスが着信側に転送できない場合は、指示は発信ユーザに送られない。

注) 発信ユーザは、通常呼手順を通して相互接続の状態であることに気づき、サブアドレスが着信側に転送できないことを知るだろう。

5.2 ISDN間の相互接続

ISDN間に相互接続が存在（公衆網又は私設網のどちらでも）するような場合サブアドレスが異なる網の能力のために着信側に転送されない場合、サブアドレスは捨てられてその指示は発信ユーザに送られない。

注) この状態は将来的に解消されることを期待する。

6. 他の付加サービスとの相互作用

6.1 コールウェイティング

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.2 コールトランスファ

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.3 接続先番号通知

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

注) 発信ユーザが接続先番号通知サービスに加入している場合、着信ユーザによって提供されるならば、接続先番号及び着サブアドレスは発信ユーザに通知される。

6.4 接続先番号通知制限

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.5 発信者番号通知

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

注) 着信ユーザが発信者番号通知サービスに加入している場合、発信ユーザによって提供されるならば、発信者番号及び発サブアドレスは着信ユーザに通知される。

6.6 発信者番号通知制限

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.7 閉域接続

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.8 会議通話

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.9 ダイレクトダイヤルイン

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.10 着信転送

6.10.1 ビジー時着信転送

最初の着信者番号に関連するサブアドレスは、呼が着信転送される場合には転送されない。

6.10.2 無応答時着信転送

最初の着信者番号に関連するサブアドレスは、最初の着信ユーザには配送されるが、呼が着信転送される場合には転送されない。

6.10.3 無条件着信転送

最初の着信者番号に関連するサブアドレスは、呼が着信転送される場合には転送されない。

6.10.4 呼毎着信転送

最初の着信者番号に関連するサブアドレスは、最初の着信ユーザには配送されるが、呼が着信転送される場合には転送されない。

6.11 代 表

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.12 三者通話

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.13 ユーザ・ユーザ情報転送

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.14 複数加入者番号

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.15 保 留

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.16 課金情報通知

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.17 優先割り込み

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.18 優 先

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.19 悪意呼通知

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.20 発信規制

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.21 着信課金

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.22 サブアドレス

適用されない。

7. 動的記述

動的記述は、基本呼制御手順と同様である。

用語一覧（JT-I 251〔Ⅷ〕）

[A]		
activation		活性
[B]		
basic call		基本呼
[C]		
called customer's termination		着信ユーザの終端
called user's terminal		着信端末
[D]		
deactivation		非活性
destination network		着側の網
destination sub-address		着サブアドレス
destination terminal		着信端末
[I]		
interrogation		照会
[O]		
originating terminal		発信端末
[P]		
passive bus configurations		受動バス構成
prior arrangement		事前の取り決め

[IX] 発信者名通知（CNIP）

1. 定義

発信者名通知（CNIP）は、着信ユーザに提供される付加サービスであり、発信ユーザに関する名前情報を着信ユーザに提供する付加サービスである。

2. 解説

2.1 概要

CNIPサービスは、名前情報（発信者名、あるいは、プライバシー、または、通知不可能であることを示す表示）を着信ユーザに提供する。

発信者名を蓄積し送信することは、網の機能である。発信ユーザは、CNIPサービスを提供するために、活性化や起動などのどのようなアクションもとらない。着信ユーザがCNIPサービスに加入している場合、CNIPサービスが活性化していれば、着信ユーザは自動的に名前情報を受け取る。発信者名通知制限サービスの加入者により、発信者名の通知は影響を受けるかも知れない。（例えば、発信者名通知制限サービスの加入者が、発呼時に“プライバシー”手順を起動した場合、“プライベート”表示が発信者名通知サービスの加入者に通知される。）

2.2 特殊用語

2.2.1 発信者名

ある特定の発信ユーザの番号に関連づけられた情報。最大長は、少なくとも15キャラクタから、最大50キャラクタ。通知される発信者名の長さ、フォーマット、キャラクタ・セット（例えば、T. 51、T. 52）の厳密な定義は、サービス提供者のオプションである。

2.2.2 発信者名通知ユーザ

CNIPサービスに加入している着信ユーザで、CNIPサービスを活性化したユーザである。

2.2.3 名前情報

発信者名（可能な場合）、あるいは、プライバシーの表示、または、通知不可能の表示。名前に加えて、特別なキャラクタなどをユーザに正確に通知できるように使用されるキャラクタ・セットは特定される。

2.2.4 網

この解説において、網とは、ユーザに対する呼や付加サービスを処理するために何等かの役割を持ったすべてのISDN通信装置のことを表す。網には、ISDN端末は含まない。

2.2.5 サービス提供者

組合、協会、行政、会社など、サービスの販売、監視、課金などを行うものである。サービス提供者は、網の提供者であっても、なくてもよい。

3. 手 順

3.1 サービス提供/取消

CNIPサービスは契約に基づくか、サービス提供者のオプションとしてユーザに契約なしで提供される。CNIPサービスは管理上の理由または契約者の要求により取り消すことができる。

サービス提供者のオプションとして、CNIPサービスはいくつかの契約オプションを提供できる。

表3-1/JT-I251 (ITU-T I. 251. 9) で示されるように、オプションはISDN番号毎、ISDN番号とベアラサービス毎、またはインターフェース毎に分けられる。

サービス提供者は、契約オプション定義の目的では3.1KHzオーディオと音声のベアラサービスを区別できない場合がある。

CNIPサービスが契約無しに全てのユーザに提供される場合、サービス提供者が契約オプション値を割り当てる。

表3-1/JT-I251 (ITU-T I. 251. 9)

CNIPサービスの契約オプション

(ISDN番号毎、ISDN番号とベアラサービス毎、インターフェース毎)

契約オプション	値
発信者名通知	Yes
	Yes と活性化/非活性化が可能
	No

3.2 通常手順

3.2.1 サービスの活性/非活性/登録

CNIPサービスの活性化と非活性化は、契約オプションに基づく2つの方法で可能となる。

- (1) ユーザが全ての呼に対し名前情報の配送を意図した場合、準備されてからサービス提供者がサービスを取り消すまで、常に活性化される。
- (2) ユーザがCNIPの活性化と非活性化の能力を要求した場合、ユーザが網に対して活性を通知した時にサービスが活性し、ユーザが網に対して非活性を通知した時に非活性化する。

3.2.2 シーケンスの起動と動作

サービス対象ユーザがCNIPサービスに契約した場合、着信側は呼の確立要求と同時に名前情報を受け取る。

3.3 例外手順

発信者を特定するための名前情報を網が持っていない場合には、名前情報が不可能である旨の通知がC N I Pユーザに送られる。

サービス対象ユーザに対して発信者名が通知されないケースが2つある。

(1) 着信側に対して名前情報の割り当てを網が決定することができない場合（例えば非I S D N網とのインターワーキングによる場合）で、名前通知の不能通知が配送された場合。

(2) 発信側に発信者名の通知を許可しない取り決めがある場合（C N I Rの定義を参照）で、プライバシーの通知が配送された場合。

送られた名前情報の正当性を網はチェックしないために、不確定の名前情報がC N I Pユーザに送られる場合がある。

4. 課金の為の網機能

課金原則は、この標準の範囲外である。

5. 相互接続要件

発信および着信加入者のネットワークが異なるキャラクタセットを使用している場合には、変換を行う可能性がある。この機能については、この勧告の範囲外である。

5.1 非I S D N網相互接続

サービス対象ユーザの網のサポートが、発信ユーザの発信者名の最大長より小さい場合や、この最大長を超えた長さで発信者名が供給された場合に、この最大長を超えた文字は切り捨てられ、表示されない事となる。

5.2 私設I S D N網相互接続

私設I S D N網から発信された呼は、発信者名を含むことがある。もし、この情報が失われた場合は、関連する発信者名の決定のために、私設I S D N網の発信者番号が使用される。

6. 他の付加サービスとの相互作用

6.1 課金情報通知

6.1.1 呼設定時の課金情報通知

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.1.2 通信中の課金情報通知

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.1.3 呼終了時の課金情報通知

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.2 保 留

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.3 コールトランスファ

コールトランスファという面において、各呼はC N I Pとしてとらえた場合別々に扱われている。各着信ユーザは、各呼の呼び出し状態中は発信ユーザ名情報を受信する。

6.3.1 イクシプリシット・コールトランスファ

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.3.2 ノーマル・コールトランスファ

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.4 コールウェイティング

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

それゆえ、コールウェイティングサービスを起動しているC N I P加入者がエンドユーザのとき名前情報はエンドユーザに着呼した時、引き渡されるべきである。

6.5 閉域接続

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.6 再呼出し

6.6.1 無応答時再呼出し（未標準）

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

注) ユーザAがC C N R再呼び出しを受け入れるならば、その呼は、通常呼で着信ユーザBはC N I Pを受け取る。

6.6.2 話中時再呼出し（未標準）

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

注) ユーザAがC C B S再呼び出しを受け入れるならば、その呼は、通常呼で着信ユーザBはC N I Pを受け取る。

6.7 会 議

C N I P加入者は、a) 会議通話起動中の“新規参加者”に含まれる時、またはb) 既存会議通話へ追加される時に会議主導者の発信ユーザ名情報を受け取る。

6.7.1 会議通話

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.7.2 ミート・ミー会議通話（未標準）

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.7.3 プリセット会議通話（未標準）

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.7.4 三者通話

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.8 着信転送

呼が転送される時、着信ユーザは、発信ユーザ、第一着信ユーザ、最終転送元ユーザの各名前を、それぞれが利用可能かどうかに従って受け取ることがある。種々のユーザ名は、発信ユーザ、第一着信ユーザ、最終転送元ユーザ番号に適用するのと同様な規則に従って着信ユーザに表示される。

6.8.1 呼毎着信転送

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.8.2 ビジー時着信転送

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.8.3 無応答時着信転送

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.8.4 無条件着信転送

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.8.5 選択着信転送（未標準）

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.9 ダイレクトダイヤルイン

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.10 通信中ベアラ切替え

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.11 ISDNフリーフォン（未標準）

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.12 代表

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.13 悪意呼通知

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.14 優先割り込み

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.15 複数加入者番号

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.16 名前通知

6.16.1 発信者名通知

規定されない。

6.16.2 発信者名通知制限

もし、発信ユーザがCNIRを起動できれば、発信者名は通知されない。

6.17 番号通知

6.17.1 発信者番号通知

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。ユーザは両方のサービスを契約でき、そして発信番号と発信者名の両方を受け取ることができる。

6.17.2 発信者番号通知制限

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.17.3 接続先番号通知

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.17.4 接続先番号通知制限

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.18 発信規制

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.19 着信課金

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.20 サブアドレス

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.21 私設番号計画サポート

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.22 端末移動

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.23 ユーザ・ユーザ情報転送

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

7. 動的記述

本サービスの動的記述を図7-1/JT-I251 [IX] に示す。

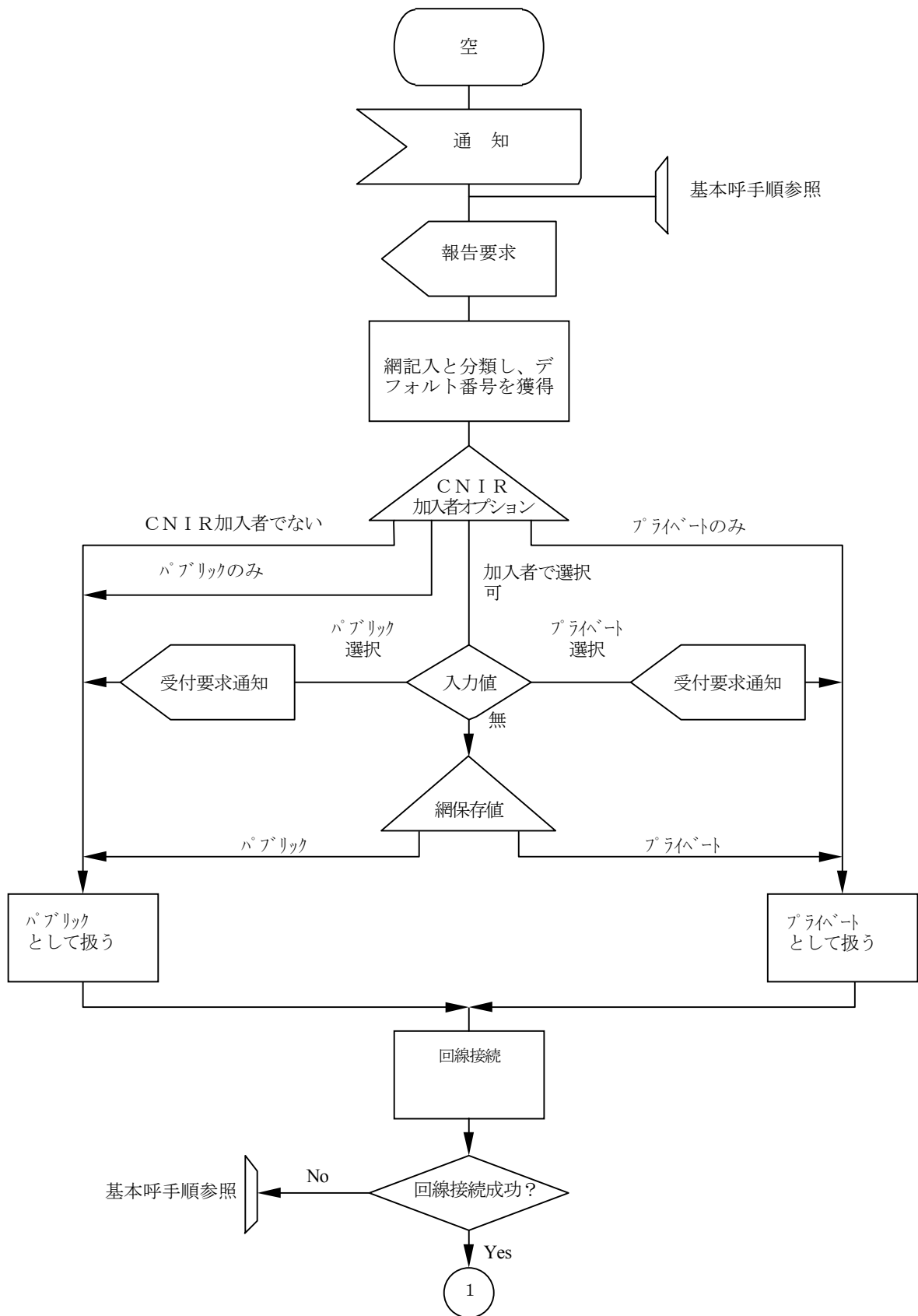


図 7-1 / JT-I 251 [IX] (1/2) 発信者名通知/通知制限サービス SDL 図
(ITU-T I. 251. 9)

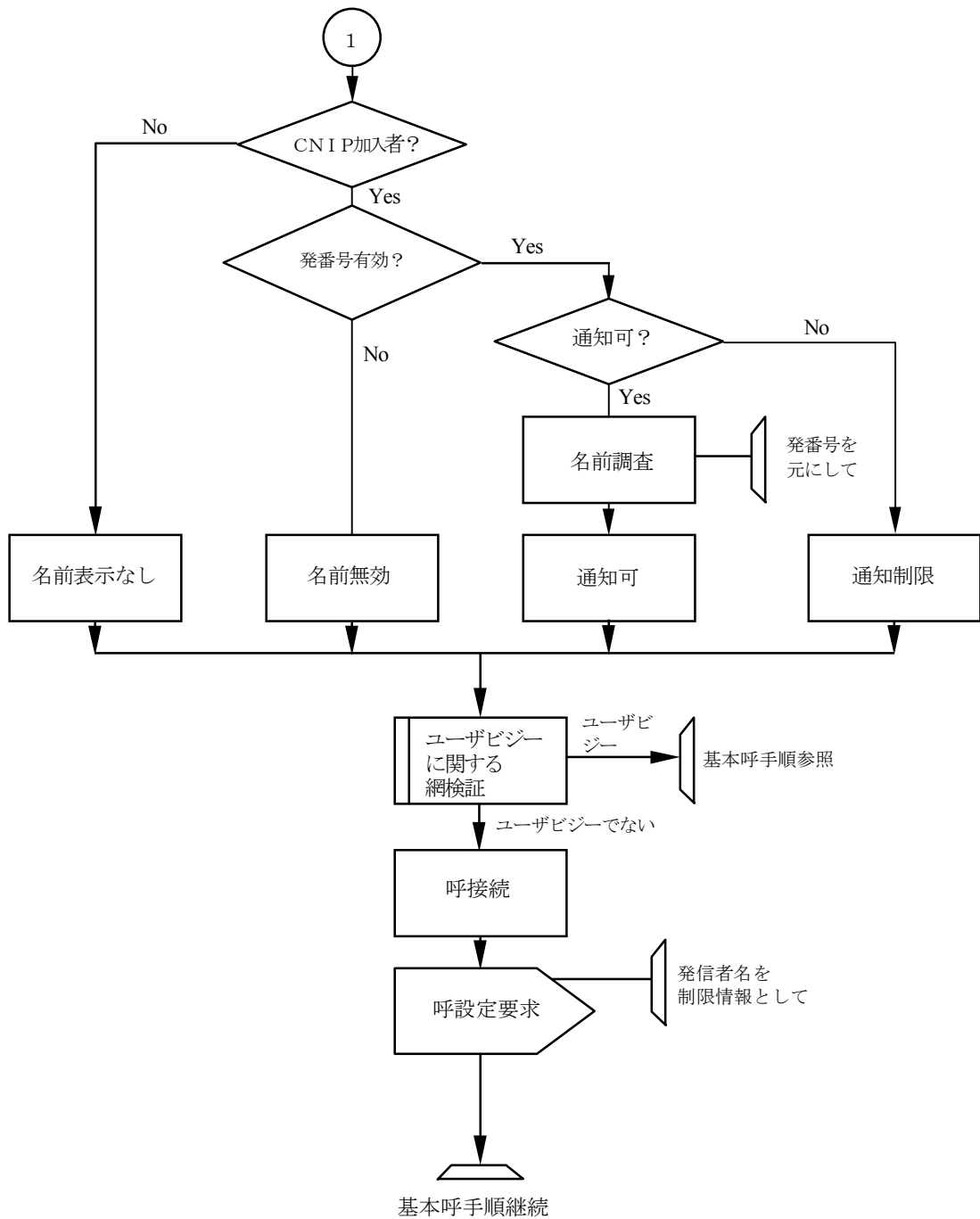


図 7-1 / JT-I 251 [IX] (2/2) 発信者名通知/通知制限サービス SDL図 (ITU-T I. 251. 9)

用語一覧（J T - I 2 5 1 [Ⅸ]）

[C]

calling name	発信者名
calling name identification	発信者名
calling name identification presentation (CNIP)	発信者名通知
calling name identification restriction (CNIR)	発信者名通知制限
calling party name	発信者名

[D]

diverting party	転送元ユーザ
-----------------	--------

[N]

name information	名前情報
------------------	------

〔X〕発信者名通知制限（C N I R）

1. 定 義

発信者名通知制限（C N I R）は、発信ユーザに提供される付加サービスであり、発信ユーザに関する名前情報を着信ユーザに通知することを制限する付加サービスである。

2. 解 説

C N I Rサービスは、発信サービスであり、網に蓄積された、あるいは、申し込まれたそのユーザの発信者名に関するプライバシーの状態を、発信ユーザが変更することを可能とする。

2.1 概 要

C N I Rサービスは、発信サービスであり、発信ユーザに対して、そのユーザの発信者名の送信に影響を及ぼす手段を提供する。

発信者名に関するプライバシーの状態に影響を与える手段は3つある。

- (1) 契約より、網保存値を“プライベート”か“パブリック”とする。
- (2) 呼毎に、網保存値を、“プライベートからパブリック”に、あるいは、“パブリックからプライベート”に変更する。一旦、呼が設定されたら、発信者名に関する網に蓄積された状態は、その後の呼に対しても適用される。
- (3) 呼毎に、“プライベート”か“パブリック”かを明示的に指定する。一旦、呼が設定されたら、発信者名に関する網に蓄積された状態は、その後の呼に対しても適用される。

2.2 特殊用語

2.2.1 発信者名

ある特定の発信ユーザの番号に関連づけられた情報。最大長は、少なくとも15キャラクタから、最大50キャラクタ。通知される発信者名の長さ、フォーマット、キャラクタ・セット（例えば、T. 51、T. 52）の厳密な定義は、サービス提供者のオプションである。

2.2.2 発信者名通知ユーザ

C N I Rサービスに加入している発信ユーザである。

2.2.3 網

この解説において、網とは、ユーザに対する呼や付加サービスを処理するために何等かの役割を持ったすべてのI S D N通信装置のことを表す。網には、I S D N端末は含まない。

2.2.4 サービス提供者

組合、協会、行政、会社など、サービスの販売、監視、課金などを行うものである。サービス提供者は、網の提供者であっても、なくてもよい。

3. 手 順

3.1 サービス提供／取消

C N I Rサービスは契約に基づくか、サービス提供者のオプションとしてユーザに契約なしで提供される。（このサービス提供者のオプションは、すべてのユーザが網保存状態を”プライベート”とすることを許容する。）C N I Rサービスは管理上の理由または契約者の要求により取り消すことができる。

サービス提供者のオプションとして、C N I Rサービスはいくつかの契約オプションを提供できる。

表3-1/JT-I251 (ITU-T I. 251. 10) で示されるように、オプションはISDN番号毎、ISDN番号とベアラサービス毎、またはインターフェース毎に分けられる。

サービス提供者は、契約オプション定義の目的では3.1KHzオーディオと音声のベアラサービスを区別できない場合がある。

CNIRサービスが契約無しに全てのユーザに提供される場合、サービス提供者は契約値を割り当てる。

表3-1/JT-I251 (ITU-T I. 251. 10)

CNIRサービスの契約オプション

契約オプション	値
網保存状態	“プライベート” “パブリック”
契約か網保存状態の反対側への切替	No Yes
発信者名をプライベートとする	No Yes
発信者名をパブリックとする	No Yes

3.2 通常手順

3.2.1 サービスの活性/非活性/登録

3.2.1.1 “プライベート”か“パブリック”の網保存状態

“プライベート”または“パブリック”の網保存状態でユーザが契約した場合、サービスは活性化し網保存状態はサービス提供者と共にユーザが変更するまで“プライベート”または“パブリック”のどちらかとして残る。

3.2.1.2 網保存状態の変更

このサービスはサービス提供者の契約により活性化される。以下の呼毎の起動を参照。

3.2.1.3 名前情報をプライベート(またはパブリック)にする

このサービスはサービス提供者の契約により活性化される。以下の呼毎の起動を参照。

3.2.2 シーケンスの起動と動作

発信者名または発信者名が不可または制限されている旨の通知のどちらかが着信側へ配送された場合でも、発信側は何も通知を受けない。

3.2.2.1 “プライベート”または“パブリック”の網保存状態

ユーザがこの方法での起動をすることはない。

3.2.2.2 網保存値の変更

ユーザが、ある呼について、発信者名通知の状態を、網保存値と反対にすることを網に通知する。ユーザは網から要求が受け付けられたことを受け取る。網保存値を反対にするというユーザの要求は、ユーザがその呼を開始する時に、その呼の情報の一部となる。

3.2.2.3 名前情報をプライベート（またはパブリック）とする

ユーザが、ある呼について、網保存値に関わらず、発信者名通知の状態を“プライベート”か“パブリック”にすることを網に通知する。ユーザは網から要求が受け付けられたことを受け取る。通知状態を“プライベート”か“パブリック”にするというユーザの要求は、ユーザがその呼を開始する時に、その呼の情報の一部となる。

3.3 例外手順

発信者名を“プライベート”にすることをユーザが網に対して要求し、網保存値が“プライベート”である場合は、ユーザには何のエラー通知も与えられない。

発信者名を“パブリック”にすることをユーザが網に対して要求し、網保存値が“パブリック”である場合は、ユーザには何のエラー通知も与えられない。

ユーザは一つの呼に対して一回だけ名前の通知状態を変更することができる。同じ呼に対し発信者名を“プライベート”にすることと“パブリック”にすることをユーザが網に対して要求する場合、その呼の試みは失敗する。網保存値を反対に切替ることをユーザが網に要求し、同じ呼について発信者名を“プライベート”か“パブリック”にすることも要求する場合、その呼の試みは失敗する。網保存状態の変更や、発信者名を“プライベート”にすることや、発信者名を“パブリック”にすることを、ユーザが契約なしで試みる場合、ユーザはエラー通知を受け取る。

網保存値を反対に切り替えることをユーザが網に要求し、その呼の生成より前に、再度、網保存値を反対に切り替えることを網に要求した場合、ユーザによるその呼の試みは網により失敗させられる。

4. 課金の為の網機能

課金原則は、この標準の範囲外である。

5. 相互接続要件

5.1 非 I S D N 網相互接続

非 I S D N 網へ呼を転送および終端する場合、C N I R のプライバシー設定が目的の網へ転送される事は保証されない。発側の網オプションとして、C N I R が有効になっている場合、発側の網は発信者名に関する情報が着側の網へ転送されることを制限することが可能である。もし、着側の網が、通知の許可や制限に関する表示のない発信者名を受信すれば、着側の網自身のルールや規定に従って動作するであろう。

5.2 私設 I S D N 網相互接続

公衆 I S D N から私設 I S D N への呼においては、公衆 I S D N は発信番号名に関する情報が私設 I S D N へ転送されることを制限できる。

私設 I S D N からの呼においては、私設 I S D N は C N I R サービスが起動されていることを示すことができる。

6. 他の付加サービスとの相互作用

6.1 課金情報通知

6.1.1 呼設定時の課金情報通知

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.1.2 通信中の課金情報通知

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.1.3 呼終了時の課金情報通知

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.2 保 留

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.3 コールトランスファ

コールトランスファという面において、各呼はCNI Pを別々に扱われている。

6.3.1 イクシプリシット・コールトランスファ

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.3.2 ノーマル・コールトランスファ

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.4 コールウェイティング

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.5 閉域接続

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.6 再呼出し

6.6.1 無応答時再呼出し（未標準）

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

注) ユーザAがCNI Rで、CCNR再呼び出しを受け入れるならば、その呼は、通常呼で着信ユーザBはCNI Pを受け取れない。

6.6.2 話中時再呼出し（未標準）

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

注) ユーザAがCNI Rで、CCBS再呼び出しを受け入れるならば、その呼は、通常呼で着信ユーザBはCNI Pを受け取れない。

6.7 会 議

会議通話という面において各呼は、CNI Rに対して別々に扱われている。

6.7.1 会議通話

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.7.2 ミート・ミー会議通話（未標準）

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.7.3 プリセット会議通話（未標準）

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.7.4 三者通話

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.8 着信転送

転送される呼は、CNIR加入者によって要求された、その発信ユーザの“プライベート”または“パブリック”の通知状態を維持する。

6.8.1 呼毎着信転送

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.8.2 ビジー時着信転送

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.8.3 無応答時着信転送

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.8.4 無条件着信転送

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.8.5 選択着信転送（未標準）

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.9 ダイレクトダイヤルイン

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.10 通信中ベアラ切替え

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.11 ISDNフリーフォン（未標準）

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.12 代表

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.13 悪意呼通知

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.14 優先割り込み

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.15 複数加入者番号

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.16 名前通知

6.16.1 発信者名通知

発信ユーザの名前は、発信ユーザがC N I Rを契約していて名前通知禁止（例えば、通知制限）をしているならば、C N I P加入者に通知されない。

6.16.2 発信者名通知制限

規定されない。

6.17 番号通知

6.17.1 発信者番号通知

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.17.2 発信者番号通知制限

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

サービス提供者オプションとして、C L I RとC N I Rの両方を一つのコードで起動しても良いし、個々のサービスを個々のコードで起動しても良い。これにより、一つの呼に対してC L I RとC N I Rの両方を起動する際に、ユーザが二つのコードをダイヤルしなくてすむ。

6.17.3 接続先番号通知

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.17.4 接続先番号通知制限

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.18 発信規制

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.19 着信課金

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.20 サブアドレス

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.21 私設番号計画サポート

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.22 端末移動

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.23 ユーザ・ユーザ情報転送

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

7. 動的記述

発信者名通知制限（C N I R）サービスの動的記述をJ T - I 2 5 1 [IX]の図7-1に示す。

用語一覧（J T - I 2 5 1 [X] ）

[C]

calling name	発信者名
calling name identification	発信者名
calling name identification presentation (CNIP)	発信者名通知
calling name identification restriction (CNIR)	発信者名通知制限
calling name presentation	名前表示
calling party name	発信者名
call invocation	呼の起動

[N]

name information	名前情報
------------------	------

第5版作成協力者（1996年9月4日現在）

第二部門委員会

（敬称略）

部門委員長	飯塚 久夫	日本電信電話（株）
副部門委員長	藤岡 雅宣	国際電信電話（株）
副部門委員長	丸山 優徳	（株）日立製作所
	清水 孝真	東京通信ネットワーク（株）
	貝山 明	N T T 移動通信網（株）
	影井 良貴	エヌ・ティ・ティ・データ通信（株）
	勝川 保	住友電気工業（株）
	田中 公夫	ノーサンテレコムジャパン（株）
	稲見 任	富士通（株）
	北原 茂	（財）電気通信端末機器審査協会
	前川 英二	日本電信電話（株）
	加藤 周平	沖電気工業（株）
	部谷 文伸	三菱電機（株）
	竹之内 雅生	国際電信電話（株）
	和泉 俊勝	日本電信電話（株）
	関谷 邦彦	（株）東芝
	朝倉 純二	日本電気（株）
	杉山 秀記	日本アイ・ビー・エム（株）
	伊東 豊	（株）日立製作所
	三浦 章	日本電信電話（株）
	竹内 宏則	松下通信工業（株）
	舟田 和司	国際電信電話（株）
	三宅 功	日本電信電話（株）
	加藤 聰彦	国際電信電話（株）
	川勝 正美	沖電気工業（株）
	原 博之	日本電信電話（株）
	山崎 克之	国際電信電話（株）

第二部門委員長会 第4専門委員会

専門委員長	三浦 章	日本電信通信（株）
副専門委員長	舟田 和司	国際電信電話（株）
副専門委員長	竹内 宏則	松下通信工業（株）
	鈴木 実	国際電信電話（株）
	阿部 弘	第二電電（株）
	中須 義樹	東京通信ネットワーク（株）
	岡村 秀雄	日本テレコム（株）
	茂木 雅彦	日本電信電話（株）
	前田 孝浩	大阪メディアポート（株）
	前田 高明	岩崎通信機（株）
	品田 康行	沖電気工業（株）
	大部 豊	（株）田村電機製作所
	日高 功晴	（株）東芝
	香野 隆裕	東洋通信機（株）
	山中 浩充	日本電気（株）
	石谷 陽一	（株）日立製作所
	豊田 雅幸	富士通（株）
	木下 裕介	三菱電機（株）
TTC事務局	中村 剛万	

（JT-1251 検討グループ）

リーダー	茂木 雅彦	日本電信電話（株）
	石崎 圭介	日本電信電話（株）
	前田 孝浩	大阪メディアポート（株）
	前田 高明	岩崎通信機（株）
	品田 康行	沖電気工業（株）
	大部 豊	（株）田村電機製作所